

工 事 成 績 採 点 表（土木・建築等）

工 事 名						契約金額（最終）															
受 注 者 名						工 期		年 月 日 ～ 年 月 日						竣工年月日		年 月 日					
		監督職員					担当課検査職員							検査職員							
		氏名					氏名							氏名							
考查項目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10															
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10															
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15								
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15								
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0															
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	
	II. 品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0		
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応※2						+20.0 ～ 0														
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	+7.0 ～ 0																			
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0										
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		± 点					± 点							± 点							
評価点（6.5点±加減点合計） ※1		点					点							点							
評価点（上記×配分率） ※1		① 点					② 点							③ 点							
評価点計		④ 点					①点+②点+③点														
7. 法令遵守等 ※7							⑤														
評価点合計 ※8		点 ④点-⑤点																			
8. 総合評価技術提案	技術提案履行確認 ※9						履行 不履行 対象外														
所 見 ※5		(監督職員)					(担当課検査職員)							(検査職員)							

※16.5点 + 1. ～ 3. の評定（加減点合計） + 4. ～ 6. の評定（加点点合計） = 評定点
各評定点（①～④）は小数第1位まで記入する。

※2工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、担当課検査職員が評価するものとする。

※3創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4、5、6は加点点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点点評価のみとする。

※5所見は必要に応じ記載する。

※6各考查項目ごとの採点は、考查項目別運用表によるものとし、竣工しゅん工検査の評価に先立ち、監督職員、担当課検査職員、検査職員が行う。

※7法令遵守等の評価は担当課検査職員が行う。

※8評定合計は、四捨五入により整数とする。

※9総合評価技術提案（未導入）は、技術提案の履行ができない場合は、『不履行』を選択する。また、担当課検査職員の「総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった事項」に内容を記入する。

細目別評定点採点表（土木・建築等）

工事名：

考査項目	細 別	監督職員	担当課検査職員	検査職員	項目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	(0.0)×0.4+2.9= 2.9点			2.9点 / 3.3点	4.5%
	II. 配置技術者	(0.0)×0.4+2.9= 2.9点			2.9点 / 4.1点	4.5%
2. 施工状況	I. 施工管理	(0.0)×0.4+2.9= 2.9点		(0.0)×0.4+6.5= 6.5点	9.4点 / 13.0点	14.5%
	II. 工程管理	(0.0)×0.4+2.9= 2.9点	(0.0)×0.2+3.2= 3.2点		6.1点 / 8.1点	9.4%
	III. 安全対策	(0.0)×0.4+2.9= 2.9点	(0.0)×0.2+3.3= 3.3点		6.2点 / 8.8点	9.5%
	IV. 対外関係	(0.0)×0.4+2.9= 2.9点			2.9点 / 3.7点	4.5%
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	(0.0)×0.4+2.8= 2.8点		(0.0)×0.4+6.5= 6.5点	9.3点 / 14.9点	14.3%
	II. 品質	(0.0)×0.4+2.9= 2.9点		(0.0)×0.4+6.5= 6.5点	9.4点 / 17.4点	14.5%
	III. 出来ばえ			(0.0)×0.4+6.5= 6.5点	6.5点 / 8.5点	10.0%
4. 工事特性	I. 施工条件等への 対応		(0.0)×0.2+3.3= 3.3点		3.3点 / 7.3点	5.1%
5. 創意工夫	I. 創意工夫	(0.0)×0.4+2.9= 2.9点			2.9点 / 5.7点	4.5%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		(0.0)×0.2+3.2= 3.2点		3.2点 / 5.2点	4.9%
7. 法令遵守等			(0.0)×1.0= 0.0点			
評定点合計		26.0点	13.0点	26.0点	65.0点 / 100点	

8. 総合評価 技術提案			履行 不履行 対象外	
-----------------	--	--	------------	--

※ 得点割合は、項目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
 ※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

「施工プロセス」のチェックリスト【土木】

1. 工事名	
2. 工 期	
3. 受注者名	
4. 契約額	円

- ① 「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
- ② チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば口にレマークを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や正状況等を記入する。
- ③ 用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

審査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)							備考 (指示事項及びその是正状況等)
				着手前	施工中					完成時	
1	I	○工程表	・契約締結の5日以内に、工程表が提出された。(契約後、変更後)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(仕) 共通編1-1-1-4 (契) 第3条	
施工体制一般	施工体制一般	○コリンズへの登録※工事請負代金額が500万円以上の工事	・事前に監督職員等の確認を受け、契約日(変更日)及びしゅん工日から10日以内に登録機関に申請し、提示した。 (受注後、変更後、完成・訂正時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(仕) 共通編1-1-1-6 「登録のための確認のお願い」により確認 登録日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 完了日 年 月 日	
		○品質証明 ※品質証明対象工事(仕)1-1-1-24)に該当しない場合は削除	・品質証明員の資格(身分及び経歴)が適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。(契約後、変更後) ・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。(検査前までに) ・品質証明は、出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切(数量も含む)に実施した。	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(仕) 共通編1-1-1-24	
		○建設業退職金共済制度等	・掛金収納書又は書面を契約締結後1ヶ月以内に提出した。(契約後、増額変更後) ※電子申請の場合は40日以内 ・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。(施工時1回程度) ・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。(施工時1回程度) ・建設共済加入の下請負人について、中小企業退職金共済制度等への加入が証明書類により確認できる。 【現場備付の書類を確認】 ・建設業退職金共済証の配布を受け払い簿等により適切に管理している。(施工時適宜) ※電子申請の場合は完成時 ・証紙を購入しない場合は理由書と根拠書類を提出(検査時に下請の受領書などの確認)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	請負代金額800万円以上の工事が該当する。 建設業退職金共済制度について (平成11年4月13日付け11監第47号) 黄色シール等 労働者災害補償保険法施行規則49条 建設業退職金共済制度について (平成11年4月13日付け11監第47号) 中退共の加入等	
		○請負代金内訳書 ※約款に規定がない場合は削除	・契約締結後5日以内に、所定の様式で提出した。(約款第3条 発注者が工事内容に照らし必要と認める時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(仕) 共通編1-1-1-4 (県) 市は無し	
		○施工体制台帳	・施工体制台帳を現場に備え付けるとともに、その写しを提出した。(施工時の当初、施工体制変更時) ・施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。(施工時の当初、施工体制変更時) 【現場備付の書類を確認】 ・施工体制台帳及び再下請負通知書に、健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の加入状況、外国人従事状況を記載している。(施工時の当初、施工体制変更時) ・施工体制台帳作成建設工事の下請負人に対する通知の写しを現場に掲示している。 ・下請契約にあり、標準見積書を活用した契約履行がされており、下請契約額の把握が適切に行われている。(施工時の当初、施工体制変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(仕) 共通編1-1-1-12 施工体制台帳の提出の確認日 当初 年 月 日 1回変更 年 月 日 2回変更 年 月 日 3回変更 年 月 日 回変更 年 月 日 回変更 年 月 日 ・一次下請負金額総額 C= 円 ・一次下請け業者数 社 標準見積書未使用者 有 無 ・再下請業者数 社 標準見積書未使用者 有 無 ・元請企業の指導 有 無	
		○施工体系図	・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げるとともにその写しを提出している。(施工時の当初、変更時) ・施工体系図に記載のない業者が作業していない。(施工時 1回/月程度) ・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。(施工時の当初、変更時) ・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与し、作業内容を確認している。(施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(仕) 共通編1-1-1-12 施工体系図の提出の確認日 当初 年 月 日 1回変更 年 月 日 2回変更 年 月 日 3回変更 年 月 日 回変更 年 月 日 回変更 年 月 日 建設業法24条の7-4	
		○建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に下請人を含め設置し、監理技術者を正しく記載している。(施工時1回程度)	(/) □						建設業法40条	

[illegible]

考 査 項 目	細 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)						備考 (指示事項及びその是正状況 等)	
				着手前	施工中						完成時
2 施 工 状 況	Ⅰ 施 工 管 理	○施工管理 ・工事材料管理 ・出来形、品質管理	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。(施工時、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・工事用資材全てに県内産を使用している。県外産資材を使用する場合においても「県外産資材使用報告書」を提出している。(施工時、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(仕) 材料編2-2-13-5 (県)
			・品質確保のための対策など施工に関する工夫が確認できる。(施工時、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・日常の出来形、品質管理を適時・的確に実施している。(施工時、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・仕様書等に定められた事項や独自の取り組み、また、地域等より評価されるものがある。(施工時、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		○検査(確認を含む)及び立会い等の調整	・段階確認の確認時期・内容が適切である。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕) 共通編1-1-1-21
			・立会が必要な際にあらかじめ書面または連絡で監督職員に依頼していた。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕) 共通編1-1-1-21-1
			・工事打合せ簿を不足なく整理している。(完成時)							(/) □	
		○工事の着手	・工事開始日後、 10日以内準備期間内(特記仕様書等に定めがない場合は30日以内) に工事に着手した。(着手時)	(/) □							(仕) 共通編1-1-1-10
		○支給材料及び資与品	・使用予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕) 共通編1-1-1-18-4
		○建設リサイクル法の手続き	土木工事、請負額が500万円以上が対象	(/) □	(/) □	(/) □				(/) □	契約書への処分費用の記載 通知書の写し添付 説明書(分別解体の計画書添付) 告知書(下請会社のある場合) 報告書
		○建設副産物及び建設廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督職員等に提示した。(施工時、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(仕) 共通編1-1-1-20-2
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。(施工時、変更時、完成時は実施書)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(仕) 共通編1-1-1-20-4, 5, 6
			・建設副産物が少量の産業廃棄物であり、元請または下請人の会社敷地内に保管する場合、その工事名、廃棄物種別及び数量を明記した黒板入り写真を添付している。		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(仕) 共通編9-1-3-1~5
		○指定建設機械類の確認	・指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械)を使用している。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕) 共通編1-1-1-36-4, 6
現場チェック時の所見等	施工管理に関して 月 日 月 日 月 日										
Ⅱ 工 程 管 理	○工程管理	・工程のフォローアップ等を実施し、工程管理を行っている。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、施工の停滞が見られない。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		・作業員の休日確保を行っていることが確認できる。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
	現場チェック時の所見等	工程管理に関して 月 日 月 日 月 日									

調査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)						備考 (指示事項及びその是正状況等)	
				着手前	施工中				完成時		
2 施工状況	Ⅲ 安全対策	○安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。(施工時、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	労働安全衛生法30条
			・店社バトロールを実施し、記録がある。(施工時 1回／月程度、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・安全教育・訓練等を半日以上／月 実施し、記録がある。(施工時、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(仕) 共通編1-1-1-32-10
			・安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。(施工時、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(仕) 共通編1-1-1-32-8
			・新規入場者教育を実施し、記録がある。(施工時、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	労働安全衛生規則35条
			・過積載防止に取り組んでいる記録がある。(施工時、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・使用機械、車輛等の点検整備等が管理され、記録がある。(施工時 1回／月程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・立入防止措置等保安施設の整備・設置・管理が的確で、第三者に対する安全が図られている。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕) 共通編1-1-1-32-7
			・地下埋設物及び架空線がある場合、事故防止対策に取り組んでいる。(着手前、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(仕) 共通編1-1-1-32-5, 19, 20
			・施設利用者及び対象施設周辺への安全対策がされている。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・工事現場内において、作業者全員がヘルメットを被っていた。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・高所等作業内容に応じ、安全帯等適切な保護具を着用していた。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・現場内安全標示、腕章、ワッペン付けにより安全意識高揚・喚起を図った。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・安全管理組織表、緊急連絡表を作成し、現場の見やすい箇所に標示している。(施工時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		土木工事安全施工技術指針1-4-5-(3)
			・大雨、強風、大雪等の異常気象時への対応が事前に検討され、適切な措置を講じ、被害を最小限に食い止めた。(施工時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・万一のことを考え、落下物があっても、外部には落下しないように、落下した場合でも防護柵(朝顔養生)あるいは養生構台で受止め、歩行者第三者に被害を与えないよう外部シート張を行った。(施工時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○安全バトロールの指摘事項の処理	・各種安全バトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正報告した記録がある。(施工時、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		現場チェック時の所見等	安全対策に関して 月 日 月 日								

[illegible]

考 査 項 目 別 運 用 表（土木）

考 査 項 目	細 別	対象 該当	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	① ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ② ☐ ☐ 施工計画書を、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出している。 ③ ☐ ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ④ ☐ ☐ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 ⑤ ☐ ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ⑥ ☐ ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ⑦ ☐ ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ⑧ ☐ ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ⑨ ☐ ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ⑩ ☐ ☐ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。 ⑪ ☐ ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業における予期できない事象等に対応できる体制を整えている。 ⑫ ☐ ☐ その他(理由) マイナス要因 ⑬ ☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。・・・d ⑭ ☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。・・・e	●判断基準 評価値が90%以上・・・ 評価値が80%以上90%未満・・・ 評価値が80%未満・・・ 対象項目数が2以下の・・・
	II. 配置技術者（現場代理人等）	【全体を評価する項目】 ① ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 ② ☐ ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ③ ☐ ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ④ ☐ ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ⑤ ☐ ☐ 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理(主任)技術者を評価する項目】 ※特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする。 ⑥ ☐ ☐ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ⑦ ☐ ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ⑧ ☐ ☐ 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 ⑨ ☐ ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ⑩ ☐ ☐ 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ⑪ ☐ ☐ その他(理由) マイナス要因 ⑫ ☐ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。・・・d ⑬ ☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。・・・e	●判断基準 評価値が90%以上・・・ 評価値が80%以上90%未満・・・ 評価値が80%未満・・・ 対象項目数が2以下の・・・
2. 施工状況	I. 施工管理	① ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 ② ☐ ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ③ ☐ ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ④ ☐ ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ⑤ ☐ ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ⑥ ☐ ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ⑦ ☐ ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ⑧ ☐ ☐ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 ⑨ ☐ ☐ 工事打合せ簿を、事前協議※に基づき、不足無く整理している。 ⑩ ☐ ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ⑪ ☐ ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ⑫ ☐ ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業(作業手順や確認方法等)を適切に行っている。 ⑬ ☐ ☐ その他(理由) マイナス要因 ⑭ ☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。・・・d ⑮ ☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。・・・e	●判断基準 評価値が90%以上・・・ 評価値が80%以上90%未満・・・ 評価値が80%未満・・・ 対象項目数が2以下の・・・
	II. 工程管理	① ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ② ☐ ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ③ ☐ ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ④ ☐ ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ⑤ ☐ ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ⑥ ☐ ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ⑦ ☐ ☐ 適切な工程管理をおこない、工程の遅れが無い。 ⑧ ☐ ☐ 休日の確保を行っている。施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。 ⑨ ☐ ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ⑩ ☐ ☐ その他(理由) マイナス要因 ⑪ ☐ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。・・・d ⑫ ☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。・・・e	●判断基準 評価値が90%以上・・・ 評価値が80%以上90%未満・・・ 評価値が80%未満・・・ 対象項目数が2以下の・・・
	III. 安全対策	① ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 ② ☐ ☐ 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。 ③ ☐ ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。 ④ ☐ ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ⑤ ☐ ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ⑥ ☐ ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ⑦ ☐ ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ⑧ ☐ ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ⑨ ☐ ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ⑩ ☐ ☐ その他(理由) マイナス要因 ⑪ ☐ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。・・・d ⑫ ☐ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。・・・e	●判断基準 評価値が90%以上・・・ 評価値が80%以上90%未満・・・ 評価値が80%未満・・・ 対象項目数が2以下の・・・
	IV. 対外関係	① ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 ② ☐ ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ③ ☐ ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ④ ☐ ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ⑤ ☐ ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ⑥ ☐ ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ⑦ ☐ ☐ その他(理由) マイナス要因 ⑧ ☐ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。・・・d ⑨ ☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。・・・e	●判断基準 評価値が90%以上・・・ 評価値が80%以上90%未満・・・ 評価値が80%未満・・・ 対象項目数が2以下の・・・

考 査 項 目 別 運 用 表（土木）

考 査 項 目	細 別	チェック項目
3. 出来形及 出来ばえ	I. 出来形	① ☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。・・・a ② ☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。・・・b ③ ☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。・・・c ④ ☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。・・・d ⑤ ☐ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。・・・e a,b,cの判断は別紙－４参照 「特例評価対象項目」・・・測定数１０点未満の場合 ☐ ・出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足している。 ☐ ・測定値全ての誤差が、その規格値の５０％以内である。 ●判断基準 評価項目が２項目・・・b 評価項目が１項目・・・C
	機械設備工事	対象 該当 ① ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 ② ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ③ ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ④ ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ⑤ ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。（監督職員が確認した箇所は除く） ⑥ ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 ⑦ ☐ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 ⑧ ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ⑨ ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ⑩ ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 ⑪ ☐ その他（理由） マイナス要因 ⑫ ☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。・・・d ⑬ ☐ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。・・・e ①から⑪について ●判断基準 評価値が９０％以上・・・a 評価値が８０％以上９０％未満・b 評価値が８０％未満・・・c 対象項目数が２以下の場合・・・c
	電気設備工事 通信設備工事・受変電設備工事	対象 該当 ① ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 ② ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 ③ ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。（監督職員が確認した箇所は除く） ④ ☐ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ⑤ ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ⑥ ☐ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 ⑦ ☐ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 ⑧ ☐ 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。 ⑨ ☐ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ⑩ ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑪ ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ⑫ ☐ 設計図書に定められている予備品等に不足が無い。 ⑬ ☐ 高圧部等の危険箇所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策がなされている。 ⑭ ☐ その他（理由） マイナス要因 ⑮ ☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。・・・d ⑯ ☐ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。・・・e ①から⑭について ●判断基準 評価値が９０％以上・・・a 評価値が８０％以上９０％未満・b 評価値が８０％未満・・・c 対象項目数が２以下の場合・・・c
	解体工事	対象 該当 ① ☐ 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。 ② ☐ 自社の写真管理基準等を設定し、解体物の撤去前後の写真により、確実に撤去されたかを確認できる。 ③ ☐ 解体物の材種毎に処理方法が確認できる。 ④ ☐ 不可視部分における工作物の撤去状況及び残存工作物の状況を写真撮影している。 ⑤ ☐ 解体物の材種毎に排出量、再資源化量、その他処分量が的確に確認できる。 ⑥ ☐ 混合廃棄物を排出しない分別解体に積極的に取組んでいる。（数量によらない） ⑦ ☐ マニフェスト等の整備が適時、的確になされている。 ⑧ ☐ 現場から搬出する解体物を搬出時に計量している。（原則として建築物） ⑨ ☐ 現場から搬出する解体物を事前に検測を行っている。（原則として土木構造物） ⑩ ☐ 埋め戻しが適切に行われている。 ⑪ ☐ その他（理由） マイナス要因 ⑫ ☐ 処分量や残存物の確認等が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。・・・d ⑬ ☐ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。・・・e ①から⑪について ●判断基準 評価値が９０％以上・・・a 評価値が８０％以上９０％未満・b 評価値が８０％未満・・・c 対象項目数が２以下の場合・・・c

考 査 項 目 別 運 用 表 （土木）

考 査 項 目	細 別	チェック項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	① ☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。・・・a ② ☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。・・・b ③ ☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。・・・c ④ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。・・・d ⑤ ☐ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。・・・e a,b,cの判断は別紙ー４参照 「特別評価対象項目」・・・測定数１０点未満の場合 ☐ ●出来形品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足している。 ☐ ・測定値全ての誤差が、その規格値の５０％以内である。 ●判断基準 評価項目が２項目・・・b 評価項目が１項目・・・C
機械設備工事 ※ 上記欄によらず当該欄で評価	対象 該当	① ☐ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 ② ☐ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 ③ ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 ④ ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 ⑤ ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ⑥ ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ⑦ ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。正常に作動することが確認できる。 ⑧ ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 ⑨ ☐ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 ⑩ ☐ 設備の取扱説明書を工夫している。 ⑪ ☐ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 ⑫ ☐ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 ⑬ ☐ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 ⑭ ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 ⑮ ☐ ハルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 ⑯ ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 ⑰ ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 ⑱ ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ⑲ ☐ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ⑳ ☐ その他 ㉑ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。・・・d ㉒ ☐ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。・・・e ●判断基準 評価値が９０％以上・・・a 評価値が８０％以上９０％未満・b 評価値が８０％未満・・・c 対象項目数が２以下の場合・・・c
Ⅱ. 品質 電気設備工事 通信設備工事・受変電設備工事 ※ 上記欄によらず当該欄で評価	対象 該当	① ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 ② ☐ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 ③ ☐ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめられている。 ④ ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。正常に作動することが確認できる。 ⑤ ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 ⑥ ☐ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 ⑦ ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ⑧ ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 ⑨ ☐ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 ⑩ ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 ⑪ ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 ⑫ ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 ⑬ ☐ 障害、災害発生を想定した代替機能、注回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認している。 ⑭ ☐ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 ⑮ ☐ その他 ⑯ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。・・・d ⑰ ☐ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。・・・e ●判断基準 評価値が９０％以上・・・a 評価値が８０％以上９０％未満・b 評価値が８０％未満・・・c 対象項目数が２以下の場合・・・c
維持・修繕工事 ※ 上記欄によらず当該欄で評価	対象 該当	① ☐ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 ② ☐ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 ③ ☐ 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ④ ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 ⑤ ☐ その他 ⑥ ☐ その他 ⑦ ☐ その他 ⑧ ☐ その他 ⑨ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。・・・d ⑩ ☐ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。・・・e ●判断基準 評価値が９０％以上※該当項目が６項目以上・・・a 評価値が８０％以上９０％未満※該当項目が４項目以上・・・b 評価値が８０％未満※該当項目が３項目以下・・・c 記載の４項目(①から④)を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
Ⅱ. 品質 解体工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	対象 該当	① ☐ 施工計画書に定められた計画により管理されている。 ② ☐ 付着物の除去を積極的に行っている。 ③ ☐ 解体資材の再資源化、又は、リユースや有価物化に積極的に取組んでいる。 ④ ☐ 中間処理施設等への搬出状況について、写真などの的確に確認できる。 ⑤ ☐ 埋設物の撤去状況及び記録が適切である。 ⑥ ☐ 工事場所周辺の家庭細網等の記録が整備されている。 ⑦ ☐ 事前に解体物の材料についてアスベスト等の含有の有無の確認を行っている。 ⑧ ☐ アスベスト含有建材の撤去にあたり必要な安全措置等を行っている。 ⑨ ☐ 騒音・振動・粉じん防止等の措置が適切に行われたことが確認できる。 ⑩ ☐ 特別管理産業廃棄物の現場保管が適切に行われている。 ⑪ ☐ 埋め戻し材の品質が適切である。 ⑫ ☐ その他 ⑬ ☐ 処分量や残存物の確認等が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。・・・d ⑭ ☐ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。・・・e ⑮ ☐ 特定建設資材の再資源化等が不備である。・・・e ●判断基準 評価値が９０％以上・・・a 評価値が８０％以上９０％未満・b 評価値が８０％未満・・・c 対象項目数が２以下の場合・・・c

考 査 項 目 別 運 用 表 (土木)

考 査 項 目	細 別	チェック項目
5. 創意工夫	I. 創意工夫	【施工】 ① ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ② ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ③ ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ④ ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ⑤ ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ⑥ ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ⑦ ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ⑧ ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ⑨ ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ⑩ ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ⑪ ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ⑫ ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ⑬ ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ⑭ ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 ⑮ ☐ ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事。 ※本項目は2点の加点とする。 ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階でICTを活用した工事。(起工測量のみは除く) ※本項目は1点の加点とする。 ⑯ ☐ ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事。(起工測量のみは除く) ※本項目は2点の加点とする。 ※ICT活用による加点は最大2点の加点とする。 ⑰ ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ⑱ ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 ⑲ ☐ 現場状況に基づくライフスタイルコストや維持管理に関する有益な提案や工夫。 【品質】 ⑳ ☐ 土工、設備、電気の高品質に関する工夫。 ㉑ ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ㉒ ☐ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ㉓ ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 ㉔ ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加点とする。 ㉕ ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場、照明等安全施設等) ㉖ ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ㉗ ☐ 現場事務所、労働者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 ㉘ ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ㉙ ☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ㉚ ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ㉛ ☐ 環境保全に関する工夫。 【働き方改革】 ㉜ ☐ 「働き方改革」では、当該工事において、他の模範となるような取組を、以下の項目により、複数評価を可能とするが、最大2点の加点とする。若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。 【その他】 ㉝ ☐ その他 ●判断基準 1から3033で1項目1点 1516、2224は、2点
※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。なお、該当があれば「その他」の項目を追加する。 ※2. 評価は各項目において1つ1点が付けられれば1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。 ※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点(2点)を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。 ※4. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。 なお、担当課検査職員が評価する「工事特性」の「その他」に追加することせず、「工事特性」と二重評価は行わないよう留意すること。		
工事しゅん工書類の簡素化のため、必要以上の書類作成を理由に加点評価はしない。 簡素化の観点から、創意工夫の実施状況の受付は、1工事につき7項目を上限とする。		

考 査 項 目 別 運 用 表 （土木）

考査項目	細別	チェック項目														
4. 工事特性	Ⅰ 施工条件等への対応	Ⅰ 構造物の特殊性への対応 ☐ 1.対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3.その他※上記の対応事項に1つ以上し点が付けば4点の加点とする。 1項目で4点(2項目以上でも4点)														
		Ⅱ 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ☐ 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8.緊急時に対応が特に必要な工事 ☐ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10.その他 1項目で6点(2項目以上でも6点)														
		Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15.条件明示の有無に係わらず、当初発注時点で予期しなかった土質条件や地下水や構造物の劣化等が現地で確認される等の理由により、大幅な変更対応が必要となった工事 ☒ 16.維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 ☐ 17.その他 1項目で4点(2項目以上でも4点)														
		Ⅳ 長期工事における安全確保への対応 ☐ 17.12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 ☐ 18.その他 1項目で6点(2項目以上でも6点)														
		Ⅴ 週休2日への取組み ※ ☐ 19.週休2日を確保する工程計画を立て、完全週休2日（土日）を実施した。（36点） ☒ 20.週休2日を確保する工程計画を立て、完全週休2日を実施した。（3点） ※一長野市では取り組んでいないが、請負者より協議があり県の要領に沿い実践すれば加点対象とする。 1項目で36点(最大6点) 工事特性は、最大20点の加点とする。 評価にあたっては監督職員等の意見も参考に評価する。 監督職員が評価する「創意工夫」との二重評価はしない。														
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	☐ ① 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ ② 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ ③ 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ ④ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☒ ⑤ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。 ☒ ⑥ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☒ ⑦ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ ⑧ 週休2日を確保する工程計画を立て、実現した。（※） ☐ ⑨ 週休2日を確保する工程計画を立て、完全週休2日（土日）を実施した。を実現した。（※） ☐ ⑩ 設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。 ☐ ⑪ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。・・・d ☐ ⑪ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。・・・e ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 ※週休2日相当を実現した場合は1項目、完全週休2日を実現した場合は2項目にチェックする。 用語の定義は、県の「施工者希望型週休2日工事実施要領」を参考に評価する														
	Ⅲ. 安全対策	☐ ① 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ ② 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ ③ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ ④ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☒ ⑤ 安全協議会災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ ⑥ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ ⑦ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。・・・d ☐ ⑧ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。・・・e ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。														
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	☐ ① 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ ② 定期的に広報紙の配布や現場見学会(現場見学スペースの確保等含む)等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ ③ 道路清掃や緑化・花壇の設置などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ ④ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ ⑤ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ ⑥ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☒ ⑦ 週休2日を確保するために特筆すべき取組みを行った。 (道路利用者・地域住民等への周知説明、下請会社等との調整) ☒ ⑦ SNS等を活用して、当該事業・工事の意義や当該工事で活用した新工法等について広く発信した。 ☐ ⑧ その他（理由：） ☐ ⑨ その他（理由：） ☐ ⑩ その他（理由：） ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c、d、e評価を行う。														
7. 法令遵守等		☐ ① 入札参加停止 ☐ ② 5. 文書注意相当 ☐ ③ 6. 口頭注意相当 ☐ ④ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 ☐ ⑤ 8. その他（点数 任意） 点数配分 <table><tr><td>1. 入札参加停止3ヶ月以上</td><td>-20点</td></tr><tr><td>2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>-15点</td></tr><tr><td>3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>-13点</td></tr><tr><td>4. 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満</td><td>-10点</td></tr><tr><td>5. 文書注意相当</td><td>-8点</td></tr><tr><td>6. 口頭注意相当</td><td>-5点</td></tr><tr><td>7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td><td>-3点</td></tr></table>	1. 入札参加停止3ヶ月以上	-20点	2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	4. 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	5. 文書注意相当	-8点	6. 口頭注意相当	-5点	7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3点
1. 入札参加停止3ヶ月以上	-20点															
2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点															
3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点															
4. 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満	-10点															
5. 文書注意相当	-8点															
6. 口頭注意相当	-5点															
7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3点															

検査項目別運用表（土木）

検査項目	細 別	チェック項目
2. 施工状況	1. 施工管理	対象 該当 ① ☐ 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ② ☐ 施工計画書が工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ③ ☐ 工事期間を通して、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ④ ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ⑤ ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 ⑥ ☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ⑦ ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ⑧ ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 ⑨ ☐ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 ⑩ ☐ 品質証明体制が確立され、ISO9001又は品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ⑪ ☐ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理事前協議※に基づき過不足なく作成していることが確認できる。 ⑫ ☐ 社内の管理基準の設定、管理方法が工種毎に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。 ⑬ ☐ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。・・・d ⑭ ☐ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。・・・e ※①～⑫がいくつ該当しても⑬、⑭にチェックが付けば、それが優先されます。
3. 出来形及び出来ばえ	1. 出来形	判断基準 a 別紙－4のばらつきが規格値の概ね50%以内で、「評定対象項目①から⑥」の4項目以上が該当する。 a' 別紙－4のばらつきが規格値の概ね50%以内で、「評定対象項目①から⑥」の3項目以上が該当する。 b 別紙－4のばらつきが規格値の概ね80%以内で、「評定対象項目①から⑥」の3項目以上が該当する。 b' 別紙－4のばらつきが規格値の概ね80%以内で、「評定対象項目①から⑥」の2項目以上が該当する。 c 別紙－4の測定値が規格値を満足し、a～b' に該当しない。 c 出来形管理項目を設定していない工事は「C」評価とする。 ① ☐ 「評定対象項目」 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ② ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ③ ☐ 不可視部分の出来形が写真(監督職員等が臨場した箇所は除く)で確認できる。 ④ ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ⑤ ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ⑥ ☐ その他（理由） ⑦ ☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ⑧ ☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 『特別評価対象項目』 ※ 測定数10点未満の場合の判断基準 ☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足している。 ☐ 測定値全ての誤差が、その規格値の50%以内である。 ☐ 上記評価対象項目①から⑥が4項目以上該当する。 ●測定数10点未満の場合の判断基準 評価項目が3項目・・・b 評価項目が2項目・・・b' 評価項目が1項目・・・c ●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c 対象項目数が2以下の場合・・・c
機械設備工事	※ 上記欄によらず当該欄で評価	対象 該当 ① ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ② ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 ③ ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 ④ ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ⑤ ☐ 不可視部分の出来形が写真(監督職員等が臨場した箇所は除く)で確認できる。 ⑥ ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ⑦ ☐ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ⑧ ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ⑨ ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 ⑩ ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 ⑪ ☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。・・・d ⑫ ☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。・・・e ●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b' 評価値が60%未満・・・c
電気設備工事 通信設備工事・ 受変電設備工事	※ 上記欄によらず当該欄で評価	① ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ② ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 ③ ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ④ ☐ 不可視部分の出来形が写真(監督職員等が臨場した箇所は除く)で確認できる。 ⑤ ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ⑥ ☐ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 ⑦ ☐ 設備の据付、固定方法、設計図書又は承諾図書の通り施工していることが確認できる。 ⑧ ☐ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 ⑨ ☐ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ⑩ ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑪ ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ⑫ ☐ 設計図書に定められている予備品に不足がないことが確認できる。 ⑬ ☐ 高温部等の危険箇所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策が確認できる。 ⑭ ☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。・・・d ⑮ ☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。・・・e ●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b' 評価値が60%未満・・・c
解体工事	※ 上記欄によらず、当該欄で評価	① ☐ 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。 ② ☐ 自社の写真管理基準等を設定し、解体物の撤去前後の写真により、確実に撤去されたかを確認できる。 ③ ☐ 解体物の材種毎に処理方法が確認できる。 ④ ☐ 不可視部分における工作物の撤去状況及び残存工作物の状況を写真撮影(監督職員等が臨場した箇所は除く)している。 ⑤ ☐ 解体物の材種毎に排出量、再資源化量、その他処分量が確に確認できる。 ⑥ ☐ 混合廃棄物を排出しない分別解体に積極的に取り組んでいる。（数量によらない） ⑦ ☐ 現場から搬出する解体物を搬出時に計量している。（原則として建築物） ⑧ ☐ 現場から搬出する解体物を事前に検閲を行っている。（原則として土木構造物） ⑨ ☐ 埋め戻しが適切に行われたことが確認できる記録が整備されている。 ⑩ ☐ その他（理由） ⑪ ☐ 監督職員が文書で改善指示を行い改善された。・・・d ⑫ ☐ 文書による修補指示を行った。・・・e ⑬ ☐ マニフェスト等に不備があった。・・・e ●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b' 評価値が60%未満・・・c

考 査 項 目 別 運 用 表 (土木)

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																													
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 評価 a	☐ 評価 a'	☐ 評価 b	☐ 評価 b'	☐ 評価 c	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐ 上記項目に該当するd	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐ 上記項目に該当するe																													
	合併工事 (同等の複数の工種があり、主たる工種の判断ができない場合)	主たる工種別に別紙ー3 (Ⅱ品質) の評価表を用い、それぞれの対象数、評価数を合計し、評価値を算出して下記により評価を行う。なお、主たる工種は4工種以内とする。 【品 質】 ☐ 最大4工種にて評価 (選択した考查項目運用表を下記に記入。) 選択した考查項目運用表 工種名 (評価項目数) (対象評価項目数) (() ()) (() ()) (() ()) 合計 (() ()) 比率 ☐ 主たる1工種だけで評価 (選択した考查項目運用表を下記に記入) 工種名 (評価項目数) (対象評価項目数) (() ()) 比率 【ばらつき】 ☐ 試験数10点未満でばらつきの判断ができない。 ☐ 品質の試験が必要な試験項目について所定の試験基準に基づき行われており、試験値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 ☐ 品質の試験が必要な試験項目について所定の試験基準に基づき行われており、試験値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。 ☐ 品質の試験が必要な試験項目について所定の試験基準に基づき行われており、試験値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%を超える。 <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>							ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
	60%未満	b'	c	c	c																																
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d																																
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	☐ 優れている。	☐ やや優れている。	☐ 他の評価に該当しない。	☐ 劣っている。																																
	合併工事 (同等の複数の工種があり、主たる工種の判断ができない場合)	「評価対象項目」 主たる工種別に別紙ー3 (Ⅲ出来ばえ) の評価表を用い、それぞれの該当項目数 (評価数) を合計し、各工種の評価基準該当項目数の合計値に照らして評価を行う。 なお、主たる工種は4工種以内とする。 【品 質】 ☐ 最大4工種にて評価 (選択した考查項目運用表を下記に記入。) 選択した考查項目運用表 工種名 (評価項目数) (対象評価項目数) (() ()) (a) (b) (c) (() ()) () () () (() ()) () () () (() ()) () () () 合計 (() ()) () () () ※該当項目数 (評価数) の合計値が評価基準該当項目数の合計項目数 () 以上 a ※該当項目数 (評価数) の合計値が評価基準該当項目数の合計項目数 () 以上 A未満 b ※該当項目数 (評価数) の合計値が評価基準該当項目数の合計項目数 () 以上 B未満 c ※該当項目数 (評価数) の合計値が評価基準該当項目数の合計項目数 () 未満 d ☐ 主たる1工種だけで評価 (選択した考查項目運用表を下記に記入) 工種名 (評価項目数) (対象評価項目数) (a) (b) (c)																																			

考 査 項 目 別 運 用 表 (土木)

考 査 項 目	細 別	チェック項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 コンクリート構 造物工事	① ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/o、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ② ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ③ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ④ ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む) ⑤ ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ⑥ ☐ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ⑦ ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ⑧ ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ⑨ ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑩ ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ⑪ ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑫ ☐ スペースの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑬ ☐ 有害なクラックが無い。 ⑭ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ⑮ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	Ⅱ. 品質 土工事	① ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ② ☐ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 ③ ☐ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ④ ☐ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ⑤ ☐ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 ⑥ ☐ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ⑦ ☐ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ⑧ ☐ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 ⑨ ☐ CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 ⑩ ☐ 法面に有害な亀裂が無い。 ⑪ ☐ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ⑫ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ⑬ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	Ⅱ. 品質 護岸・根固・水 制工事	① ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ② ☐ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないように十分に行っていることが確認できる。 ③ ☐ 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 ④ ☐ 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑤ ☐ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 ⑥ ☐ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑦ ☐ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑧ ☐ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑨ ☐ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 ⑩ ☐ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 ⑪ ☐ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 ⑫ ☐ 施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 ⑬ ☐ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑭ ☐ 有害なクラックが無い。 ⑮ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ⑯ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	Ⅱ. 品質 鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート 構造物に準ず る)	① ☐ 鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。、品質を適切に管理している。 ② ☐ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ③ ☐ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ④ ☐ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 ⑤ ☐ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 ⑥ ☐ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 ⑦ ☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ⑧ ☐ 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 ⑨ ☐ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 ⑩ ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ⑪ ☐ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ⑫ ☐ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ⑬ ☐ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 ⑭ ☐ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 ⑮ ☐ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 ⑯ ☐ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 ⑰ ☐ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。 ⑱ ☐ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 ⑲ ☐ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 ⑳ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ㉑ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考 査 項 目 別 運 用 表（土木）

考 査 項 目	細 別	チェック項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 砂防構造物工事及び地すべり防止工事（集水井工事を含む）	【共通】 ① ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ② ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ③ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ④ ☐ 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ⑤ ☐ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後には型枠及び支保工の取り外しを行っている。 ⑥ ☐ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 ⑦ ☐ 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類でを、適切に管理していることが確認できる。 ⑧ ☐ 有害なクラックが無い 【砂防構造物工事に適用】 ⑨ ☐ コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ⑩ ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑪ ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ⑫ ☐ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑬ ☐ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ⑭ ☐ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】 ⑮ ☐ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑯ ☐ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ⑰ ☐ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 ⑱ ☐ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 ⑲ ☐ 検尺については監督員の立会または指示により確認されている。 ⑳ ☐ 地すべりの状況を確認し、掘削中の地盤構造、湧水等の記録が整備されている。 ㉑ ☐ 保孔管が削孔全長に挿入されていることが確認できる。 ㉒ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ㉓ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	Ⅱ. 品質 舗装工事	【路床・路盤工関係】 ① ☐ 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 ② ☐ 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。 ③ ☐ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ④ ☐ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 ⑤ ☐ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ⑥ ☐ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 ⑦ ☐ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 【アスファルト舗装工関係】 ⑧ ☐ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 ⑨ ☐ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 ⑩ ☐ ・プラント出荷時、初期締固め前（現場到着時）、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ⑪ ☐ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ⑫ ☐ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 ⑬ ☐ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑭ ☐ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 ⑮ ☐ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 【コンクリート舗装工関係】 ⑯ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ⑰ ☐ 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ⑱ ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ⑲ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ⑳ ☐ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ㉑ ☐ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 ㉒ ☐ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 ㉓ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ㉔ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考 査 項 目 別 運 用 表（土木）

考 査 項 目	細 別	チェック項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 法面工事	【共通】 ① ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係） ② ☐ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 ③ ☐ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 ④ ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】 ⑤ ☐ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 ⑥ ☐ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 ⑦ ☐ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 ⑧ ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ⑨ ☐ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 ⑩ ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑪ ☐ 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。 ⑫ ☐ 金網が破損を生じていないことが確認できる。 ⑬ ☐ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 ⑭ ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ⑮ ☐ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割し、層間にはく離が生じないように施工していることが確認できる。 ⑯ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ⑰ ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ⑱ ☐ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】 ⑲ ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑳ ☐ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 ㉑ ☐ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 ㉒ ☐ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ㉓ ☐ 枠内に空隙が無いことが確認できる。 ㉔ ☐ 層間にはく離が無いことが確認できる。 ㉕ ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ㉖ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ㉗ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	Ⅱ. 品質 基礎工事及び地盤改良工事	【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】 ① ☐ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 ② ☐ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 ③ ☐ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 ④ ☐ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ⑤ ☐ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑥ ☐ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 ⑦ ☐ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。 ⑧ ☐ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ⑨ ☐ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑩ ☐ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ⑪ ☐ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 ⑫ ☐ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 【地盤改良関係】 ⑬ ☐ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑭ ☐ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 ⑮ ☐ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 ⑯ ☐ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 ⑰ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ⑱ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考 査 項 目 別 運 用 表（土木）

考 査 項 目	細 別	チェック項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 コンクリート橋上部工事（PC及びRCを対象）	① ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ② ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ③ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ④ ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ⑤ ☐ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ⑥ ☐ 鉄筋の品質を、適切に管理していることが、証明書類で確認できる。 ⑦ ☐ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑧ ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ⑨ ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ⑩ ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑪ ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑫ ☐ スペースの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ⑬ ☐ プレベーム析のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑭ ☐ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 ⑮ ☐ PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑯ ☐ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑰ ☐ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 ⑱ ☐ 有害なクラックが無い。 ⑲ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ⑳ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	Ⅱ. 品質 塗装工事	① ☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ② ☐ ケレンを入念に実施していることが確認できる。 ③ ☐ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 ④ ☐ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 ⑤ ☐ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 ⑥ ☐ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 ⑦ ☐ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 ⑧ ☐ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 ⑨ ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ⑩ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ⑪ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	Ⅱ. 品質 トンネル工事	① ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ② ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ③ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ④ ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ⑤ ☐ 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑥ ☐ 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 ⑦ ☐ 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑧ ☐ 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 ⑨ ☐ 金網の継ぎ目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 ⑩ ☐ 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 ⑪ ☐ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、潤滑状態で施工していることが確認できる。 ⑫ ☐ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑬ ☐ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 ⑭ ☐ 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継ぎ目が同一線上で施工していないことが確認できる。 ⑮ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ⑯ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	Ⅱ. 品質 植栽工事	① ☐ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 ② ☐ 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 ③ ☐ 樹木等の生育に害のある害虫等がいけないことが確認できる。 ④ ☐ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 ⑤ ☐ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 ⑥ ☐ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 ⑦ ☐ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 ⑧ ☐ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 ⑨ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ⑩ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ⑪ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	Ⅱ. 品質 防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	① ☐ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 ② ☐ 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 ③ ☐ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 ④ ☐ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 ⑤ ☐ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 ⑥ ☐ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑦ ☐ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 ⑧ ☐ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 ⑨ ☐ ペイント式（常温式）区画線に使用するシナーの使用量が、10％以下であることが確認できる。 ⑩ ☐ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑪ ☐ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑫ ☐ 区画線の施工にあたって設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 ⑬ ☐ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 ⑭ ☐ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 ⑮ ☐ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑯ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ⑰ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考 査 項 目 別 運 用 表 (土木)

考 査 項 目	細 別	チェック項目
3. 土木形式の 山立等	Ⅱ. 品質 電線共同溝工事	① ☐ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 ② ☐ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 ③ ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。 ④ ☐ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 ⑤ ☐ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 ⑥ ☐ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑦ ☐ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 ⑧ ☐ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑨ ☐ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 ⑩ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ⑪ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	Ⅱ. 品質 維持工事 (清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)	① ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ② ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ③ ☐ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ④ ☐ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 ☐ 理由() ☐ 理由() ☐ 理由() ☐ 理由() ⑤ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ⑥ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	Ⅱ. 品質 修繕工事 (橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	① ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ② ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ③ ☐ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ④ ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 ☐ 理由() ☐ 理由() ☐ 理由() ☐ 理由() ⑤ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ⑥ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	Ⅱ. 品質 機械設備工事	① ☐ 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。 ② ☐ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 ③ ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 ④ ☐ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 ⑤ ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ⑥ ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ⑦ ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが正常に作動することが確認できる。 ⑧ ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 ⑨ ☐ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 ⑩ ☐ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 ⑪ ☐ 完成図書(取扱説明書)に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 ⑫ ☐ 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 ⑬ ☐ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ⑭ ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 ⑮ ☐ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 ⑯ ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 ⑰ ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 ⑱ ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ⑲ ☐ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ⑳ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ㉑ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	Ⅱ. 品質 電気設備工事	① ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 ② ☐ 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ③ ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 ④ ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 ⑤ ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ⑥ ☐ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑦ ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足するとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ⑧ ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑨ ☐ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 ⑩ ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫し適切に作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)していることが確認できる。 ⑪ ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ⑫ ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ⑬ ☐ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。 ⑭ ☐ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 ⑮ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ⑯ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	Ⅱ. 品質 通信設備工事・ 受変電設備工事	① ☐ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 ② ☐ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 ③ ☐ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ④ ☐ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑤ ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ⑥ ☐ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 ⑦ ☐ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 ⑧ ☐ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 ⑨ ☐ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 ⑩ ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。 ⑪ ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ⑫ ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ⑬ ☐ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。 ⑭ ☐ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 ⑮ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ⑯ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●判断基準
 該当項目が6以上・・・a
 該当項目が5項目・・・a'
 該当項目が4項目・・・b
 該当項目が3項目・・・b'
 該当項目が2以下・・・c

●判断基準
 該当項目が6以上・・・a
 該当項目が5項目・・・a'
 該当項目が4項目・・・b
 該当項目が3項目・・・b'
 該当項目が2以下・・・c

考 査 項 目 別 運 用 表（土木）

考 査 項 目	細 別	チェック項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 上記以外の工事 （情報ボックス、浚渫工事等）	① ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ② ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	Ⅱ. 品質 解体工事	① ☐ 施工計画書に定められた計画により管理されたことが確認できる。 ② ☐ 付着物の除去を積極的に行っている。 ③ ☐ 解体資材の再資源化、又は、リユースや有価物化に積極的に取組んでいる。 ④ ☐ 中間処理施設等への搬出状況について、写真などでの確認に確認できる。 ⑤ ☐ 埋設物の撤去状況及び記録が適切である。 ⑥ ☐ 工事場所周辺の家屋調査等の記録が整備されている。 ⑦ ☐ 事前に解体物の材料についてアスベスト等の含有の有無の確認を行った記録が整備されている。 ⑧ ☐ アスベスト含有建材の撤去にあたり必要な安全措施等が行われたことが確認できる記録が整備されている。 ⑨ ☐ 騒音・振動・粉じん防止等の措置が適切に行われたことが確認できる記録が整備されている。 ⑩ ☐ 特別管理産業廃棄物の現場保管が適切に行われていたことが確認できる。 ⑪ ☐ 埋め戻し材の品質が確認できる帳票が整備されている。 ⑫ ☐ 現場の目視可能な範囲に破片等が見受けられない。 ⑬ ☐ 分別等が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ⑭ ☐ 分別等が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ⑮ ☐ 特定建設資材の再資源化が不備である。
	Ⅱ. 品質 根固水制工事	① ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っている。 ② ☐ 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理されている。 ③ ☐ コンクリート打設時の必要な供試体採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ④ ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ⑤ ☐ コンクリートブロックの横取り、仮置に際し、強度確認を行っている。 ⑥ ☐ 捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられているのが確認できる。 ⑦ ☐ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等で、材料の連結またはかみ合わせが適切である。
	Ⅱ. 品質 建築工事	① ☐ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 ② ☐ 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 ③ ☐ 室内の塵芥処理等が適切に行われ、納まりの事前検討も十分実施され、良質な施工が伺える。
	Ⅱ. 品質 予防柵（雪崩防止柵等）	① ☐ 資材（鋼材）の員数照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認されている。 ② ☐ 塗装試験で各部材の塗膜厚が目標値以上であることが確認できる。 ③ ☐ 製品に破損がなく、資材の組み立てにきめ細やかな施工がうかがえる。
	Ⅱ. 品質 コンクリート 2次製品工事 （L型、B o x U 字溝、緑 石ブロック、 BF等）	① ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ② ☐ 根入れが図面通り実施されていることが確認できる。 ③ ☐ コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 ④ ☐ 継目処理が適切に施工されている。 ⑤ ☐ 製品に破損がなく適切に施工されている。 ⑥ ☐ 構造物周辺の埋戻し、締め固め等の処理を適切に行っている。
	Ⅱ. 品質 下水道工事 （開削・推進 シールド工）	① ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。 ② ☐ 材料の品質規格証明書が整備され、仕様や形状等の確認を行っていることが確認できる。 ③ ☐ 管渠工において、目立った蛇行やたるみがない。 ④ ☐ 管渠工において、漏水の原因となるクラックや構造的に有害となるクラックがない。 ⑤ ☐ 管渠において、管渠継手部及び管渠とマンホールの接合部の処理や仕上げが水密性を確保していることが確認できる。 ⑥ ☐ 推進・シールド工において、滑材・裏込材の注入が十分に充填されていることが確認できる。 ⑦ ☐ 推進・シールド工において、推進力、推進速度、排土量等の推進管理を実施していることが確認できる。 ⑧ ☐ マンホールにおいて、漏水の原因となるクラックや構造的に有害となるクラックがない。 ⑨ ☐ マンホールの連結部には、止水シール・止水ゴム等が適切に設置され、水密性を確保していることが確認できる。 ⑩ ☐ マンホールのインバートにおいて、表面仕上げが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑪ ☐ 施工に当たって、掘削（掘進）、土留、地下水排除処理等による周辺地盤等への影響調査を実施し施工していることが確認できる。 ⑫ ☐ 埋戻工において、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑬ ☐ 舗装工において、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	Ⅱ. 品質 コンクリート ダム工 （コンクリート砂防えん堤を含む）	① ☐ 基礎処理施工要領書等に示された規定に従い適切に実施されている。 ② ☐ 湧水が適切に処理されている。 ③ ☐ 型枠、支保工の取外しに関して管理されている。 ④ ☐ 鉄筋の組立及び継手部が仕様書等に定められたとおり施工されている。 ⑤ ☐ スペースを適切に配置し鉄筋のかぶりを確保している。 ⑥ ☐ 施工に先立ち配合試験を行いコンクリートの品質向上に取組んでいる。 ⑦ ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることがQC版等により確認できる。 ⑧ ☐ 気象条件に適した運搬、打設、締め固めを行っている。 ⑨ ☐ 特殊コンクリートの施工に当たって施工条件を遵守し実施している。 ⑩ ☐ コンクリートの打継部の処理が仕様書等の規定に従い適切に実施されている。 ⑪ ☐ コンクリートの打設方法（リフト差、リフト高）が確認できる。 ⑫ ☐ 特殊な現場条件が特記仕様書に規定されている場合で、その規定に従って適切に実施されている。 ⑬ ☐ 埋設計器が設置要領に従って設置されており、正常な作動が確認できる。 ⑭ ☐ 周辺地山の法面工は設計図書に基づき適切に実施されている。 ⑮ ☐ その他付帯構造物は設計図書に基づいて適切に実施されている。 ⑯ ☐ コンクリートの仕上がりに分離やブリージングが見られない。 ⑰ ☐ 必要な養生を実施していることが確認できる。 ☐ 進行性又は有害なクラックが発生し、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づき処置を行っている。

考 査 項 目 別 運 用 表 (土木)

考 査 項 目	細 別	チェック項目
出来形及 3. び 出来ばえ	Ⅱ. 品質 区画整理工事	① ☐ 地区内の地表水及び地下水を排除し、ドライな状態で施工している。 ② ☐ 石礫、根株等の除去が適切に実施されている。 ③ ☐ 表土剥ぎ取り、基盤切盛、畦畔築立、基盤整地、表土整地は、仕様書及び設計図書により適切に施工されている。 ④ ☐ 基盤整地仕上げ完了後に監督員等の段階確認試験を受けていることが確認できる ⑤ ☐ 道路・水路・畦畔等の締め固めが適切に施工されている。 ⑥ ☐ 構造物周辺の埋戻し、締め固めが適切に施工されている。 ⑦ ☐ 道路・用排水路の縦断勾配、高さ等は、ほ場面標高等を考慮し適切に施工されている。 ⑧ ☐ 盛土高さが大きい箇所、または水路埋立て箇所等沈下が予想される箇所については、入念に施工されている。 ⑨ ☐ 土の変化率が加味された表土厚さが確保されている。 ⑩ ☐ 敷砂利の厚さが確保されている。 ⑪ ☐ 法面のとおりがよい。
	Ⅱ. 品質 暗渠排水工 事・湧水処理 工事	① ☐ 溝底部が凹凸蛇行のないよう施工されている。 ② ☐ 管路の接続が適正に施工されている。 ③ ☐ 軟弱地盤等で暗渠排水工の効果が阻害される恐れがある箇所については、阻害防止の工夫がされている。 ④ ☐ 掘削ならびに配管順序が適正であることが確認できる。 ⑤ ☐ 吸水渠、集水渠等の埋設深管理が適切に施工されている。 ⑥ ☐ 被覆材が管路を中心に適切に施工されている。 ⑦ ☐ 水こう及び集水渠部等の埋戻しが入念に施工されている。 ⑧ ☐ 埋め戻しにあたり基盤・表土面に不陸が生じていないことが確認できる。
	Ⅱ. 品質 客土工事	① ☐ 土取り場において、木根・石塊・草木片等を土取り場場内で除去し客土に混入させていない。 ② ☐ 土取り場において、土質の確認を行っている。 ③ ☐ 過積載を行っていない。 ④ ☐ ダンプトラックの安全管理を日々行っている。 ⑤ ☐ ほ場内作業で、大きな土塊を砕いている。 ⑥ ☐ ほ場内小運搬は、効率的に客入土を分散し施工されている。 ⑦ ☐ 客土の敷均し等において、地表水などを適切に処理しドライな状態で施工している。 ⑧ ☐ 土の変化率を加味した搬入管理が記録等で確認できる。
	Ⅱ. 品質 畑地かんがい 工事	① ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ② ☐ 基礎材料の試験が事前に行われ、施工後の密度試験により適正な締め固め度であることが確認できる。 ③ ☐ 管の下端、側部の締め固めが均等に実施されている。 ④ ☐ 管材料は品質規格証明書が整備されている。 ⑤ ☐ 接合作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ⑥ ☐ 接合面が適切な処理を行っていることが確認できる。 ⑦ ☐ 接合器材の管理・取扱いが適切に行っていることが確認できる。 ⑧ ☐ 接合結果が記録され確認できる。 ⑨ ☐ 管布設状況の記録がなされ整理されている。 ⑩ ☐ 付帯構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 ⑪ ☐ 通水試験、気密試験等が立会いのもとで実施され記録が整理されている
	Ⅱ. 品質 水管橋工事	① ☐ 埋戻しなどの土工事において、仕様書等で示す条件により締め固めが行われている。 ② ☐ 護岸等の根入れが図面どおり実施されていることが確認できる。 ③ ☐ コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 ④ ☐ 管の継ぎ目処理が適切に施工されている。 ⑤ ☐ 材料の品質及び形状が設計図書等との整合性等が確認でき、証明書等が整備されている。 ⑥ ☐ ボルト等の締め付けが適切におこなわれている。 ⑦ ☐ 溶接部についてX線試験等により、適正な施工が確認できる。 ⑧ ☐ メッキ、塗装の仕様が設計図書の通りであることが確認できる。
	Ⅱ. 品質 ため池工事	① ☐ 基礎処理の施工が仕様書の規定に従い適切に施工されている。 ② ☐ 湧水が適切に処理されている。 ③ ☐ 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施されている。 ④ ☐ 気象条件及び周辺との環境を考慮した施工が確認できる。 ⑤ ☐ 刃金土のまき出し、転圧時における含水比管理が適正に行われている。 ⑥ ☐ 施工基面及びのり面が平滑に仕上げられている。 ⑦ ☐ 盛土材の材料試験が事前に行われ、施工後の密度及び透水試験により適正な管理が行われている。 ⑧ ☐ 取水施設や洪水吐など重要なコンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。
	Ⅱ. 品質 山腹緑化工事	① ☐ のり頭の処理及び山腹工内の勾配管理が適切に行われている。 ② ☐ 丸太積土留工、柵工、筋工等の木製構造物は、使用材料の規格・品質が確認されており、現場の状態もよい。 ③ ☐ 水路工、暗きょ工等は、使用材料の規格・品質が確認されており、現場の状態もよい。 ④ ☐ 伏工は、使用材料の規格・品質が確認されており、現場の状態もよい。 ⑤ ☐ 植栽木又は種子等は規格・品質が確認されており、現場の状態もよい。 ⑥ ☐ 緑化吹付工(植生基材吹付工、客土吹付工、種子吹付工)は、法面工事の考査項目に準じて施工されている。
	Ⅱ. 品質 管路工事 (水道工事 等)	① ☐ 管材料は、日本工業規格・日本水道協会規格等の品質規格証明書が整備されている。 ② ☐ 接合面が適切な処理を行っていることが確認できる。 ③ ☐ 接合器材の管理・取扱いが適切に行っていることが確認できる。 ④ ☐ 接合結果が記録され、確認できる。 ⑤ ☐ 管布設状況の記録がなされ、整理されている。 ⑥ ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ⑦ ☐ 施工条件に適した方法で作業がおこなわれている。 ⑧ ☐ 付属構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 ⑨ ☐ 埋戻しにおいて、締め固めが適切な方法で施工されており、工事終了後の沈下がみられない。 ⑩ ☐ 舗装復旧において、その施工が仕様書の規定に従って実施されており、既設舗装との段差がなく、仕上がりが状態が良い。
	Ⅱ. 品質 鋼製枠工等の 鋼構造物	① ☐ 資材の品質が、証明書類(ミルシート等)で確認できる。 ② ☐ 資材の保管が適切で製品に破損がなく、資材の組立が仕様どおり確実に行われている。 ③ ☐ 部材の表面に傷、錆がない。発生した場合は、錆の除去及び上塗り塗装等の仕上げが丁寧に行われている。 ④ ☐ 中詰材は、天端、端部まで空隙がなく十分に詰められている。 ⑤ ☐ ボルトの施工及びボルトの締め付けが適正に行われている。 ⑥ ☐ 資材組立後の組立確認及びボルトの締め付けが、チェック表等により記録管理されている。

考 査 項 目 別 運 用 表（土木）

3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 橋梁補修工事（1） 共通	① ☐ 使用する材料の規格・品質・形状等が適切であり（ミルシート等で確認できる）、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ② ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
	クラック注入	① ☐ ケレンが入念に実施されていることが確認できる。 ② ☐ クラック内が注入材料に適した状態（乾燥、湿潤）であることが確認でき、施工時の天候、気温及び湿度等の条件が整理、記録されている。 ③ ☐ 注入完了後、注入器及びシーリング材の撤去が適切に行われているか。 ④ ☐ 注入量が適正に管理されているとともに、注入材料の使用量を空缶管理していることが写真等で確認できる。
	断面修復工（クラック充）	① ☐ リカット内が充填材に適した状態（乾燥、湿潤）であることが確認でき、施工時の天候、気温及び湿度等の条件が整理、記録されている。 ② ☐ リカット部の清掃、プライマー処理が適切に行われている。 ③ ☐ 主剤と硬化剤を適切な配合により攪拌し、可使時間内に施工したことが確認できる。 ④ ☐ 充填材が適切に充填されていることが確認できる。 ⑤ ☐ 充填材料施工後の養生が適切であることが確認できる。 ⑥ ☐ 充填量が適正に管理されているとともに、充填材の使用量を空缶管理していることが写真等で確認できる。
	断面修復工（コンクリート、ポリマーセメントモル	① ☐ 劣化部位が確実に除去され、コンクリートのはつり、下地処理が適切に施工されている。 ② ☐ 既設鉄筋の錆を除去し、防錆処理を適切に行っていることが確認できる。 ③ ☐ 補修材料の供試体を作成し、強度・スランプ（フロー値）・空気量等が計測され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ④ ☐ 補修材料の配合・計量方法・練り混ぜ方法等が適切に行われていることが確認できる。 ⑤ ☐ 施工後の付着強度の確認ができる。 ⑥ ☐ 補修材施工後の養生が適切であることが確認できる。
	断面修復工（ポリマーセメントモルタル吹付）	① ☐ 劣化部位が確実に除去され、コンクリートのはつり、下地処理が適切に施工され、所定の接着性能が確保されていることが確認できる。 ② ☐ 既設鉄筋の錆を除去し、防錆処理を適切に行っていることが確認できる。 ③ ☐ 補修材料の必要な供試体を作成し、強度等が確認できる。 ④ ☐ 補修材料の配合・計量方法・練り混ぜ方法等が適切に行われていることが確認できる。 ⑤ ☐ 鉄筋設置が設計図書を満足し、アンカーにより適切に固定されていることが確認できる（溶接がある場合は作業員の技量確認を行う）。 ⑥ ☐ 補修材施工後の養生が適切であることが確認できる。
	断面修復工（地覆等）	① ☐ 劣化部位が確実に除去され、コンクリートのはつり、下地処理が適切に施工されている。 ② ☐ 既設鉄筋の錆を除去し、防錆処理を適切に行っていることが確認できる。 ③ ☐ 補修材料の供試体を作成し、強度・スランプ（フロー値）・空気量等が計測され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ④ ☐ 補修材料の配合・計量方法・練り混ぜ方法等が適切に行われていることが確認できる。 ⑤ ☐ 施工後の付着強度の確認ができる。 ⑥ ☐ 保護塗膜材等が必要塗布されている。 ⑦ ☐ 補修材施工後の養生が適切であることが確認できる。
	落橋防止装置	① ☐ 落橋防止装置等の設置位置が適正である。 ② ☐ 施工方法が適切である。 ③ ☐ アンカーボルトの定着位置、径および必要な定着強度が確認できる。 ④ ☐ ボルトの締付確認が実施され適切に記録が保管されている。 ⑤ ☐ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行い、探傷試験を実施している。 ⑥ ☐ 既設鉄筋やコンクリート等に損傷を与えないように施工していることが確認できる。
		【その他】 ① ☐ 理由：（ ） ② ☐ 理由：（ ）

考 査 項 目 別 運 用 表（土木）

3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 橋梁補修工事（2） 共通	① ☐ 使用する材料の規格・品質・形状等が適切であり（ミルシート等で確認できる）、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ② ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
	橋面防水（シート）	① ☐ 既設舗装撤去後の床版部に破損や浮き、不良箇所が無く（有る場合は処理がされ）、清掃が丁寧に行われている。 ② ☐ フライマーの施工にあたって、規定量をむらが生じないように均一に塗布し、十分な養生が行われていることが確認できる。 ③ ☐ 防水シートの重ね幅、端部処理（折上げ）及び床版の乾燥状態の確認が適切に行われ、設計図書の仕様どおり施工されていることが確認できる。 ④ ☐ 防水層施工時、気象条件を配慮していることが確認できる。 ⑤ ☐ 排水設備を適切に設置していることが確認できる。 ⑥ ☐ 防水層施工後、舗設時までに防水層が劣化、損傷等しないよう養生されていることが確認できる。
	橋面防水（塗膜）	① ☐ 既設舗装撤去後の床版部に破損や浮き、不良箇所が無く（有る場合は処理がされ）、清掃が丁寧に行われている。 ② ☐ フライマーの施工にあたって、規定量をむらが生じないように均一に塗布し、十分な養生が行われていることが確認できる。 ③ ☐ 塗膜防水の均一な塗布、端部処理（塗上げ）及び床版の乾燥状態の確認が適切に行われ、設計図書の仕様どおり施工されていることが確認できる。 ④ ☐ 防水層施工時、気象条件を配慮していることが確認できる。 ⑤ ☐ 排水設備を適切に設置していることが確認できる。 ⑥ ☐ 防水層施工後、舗設時までに防水層が劣化、損傷等しないよう養生されていることが確認できる。
	伸縮装置	① ☐ 伸縮装置のジョイント幅の温度補正が考慮される等、適切に管理していることが確認できる。 ② ☐ 装置の設置位置・施工方法が適切であり、装置に損傷がないことが確認できる。 ③ ☐ 間詰（後打ち）コンクリートが適切に施工（養生等）されていることが確認できる。 ④ ☐ 取付舗装の管理が適切に行われている。
	伸縮継手（非排水化）	① ☐ 設置位置が適正である。 ② ☐ 設置方法・施工が適切になされている。 ③ ☐ 止水材固定のための構造が適切に施工されている。 ④ ☐ 漏水がないことが確認できる。
	支承補修関係（防錆、沓座モルタル）	① ☐ 沓座、支承部の清掃が丁寧に行われ、はつり、プラスト処理が入念に実施されていることが確認できる。 ② ☐ 可動部への潤滑性防錆剤の注入量等及び沓座モルタルの強度が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ③ ☐ ボルト接合部等の構造が複雑な部分の溶射被膜厚・塗膜厚が設計図書に定められた数値以上確保していることが確認できる。 ④ ☐ 「溶射及び塗装時」等の天候、気温及び湿度等の条件が整理、記録されている。 ⑤ ☐ 沓座モルタルの施工方法（養生含む）及び設置位置・形状等が設計図書どおり施工されていることが確認できる。
	支承取替（鋼製支承（ゴム支承）	① ☐ 設置位置（高さ及び遊間調整含む）が適正である。 ② ☐ 設置方法（変形量を見込んだ高さ調整等（ゴム支承））が適切に施工されている。 ③ ☐ 桁のジャッキアップ・ダウンにあたり、上部工・下部工に歪み・変位等の影響が生じないよう、適切な施工管理が行われている。 ④ ☐ 沓座モルタルの施工方法（養生含む）及び設置位置・形状等が設計図書どおり施工されていることが確認できる。 【その他】 理由：（ 理由：（

考 査 項 目 別 運 用 表（土木）

3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 岩盤接着工	☐ 事前に亀裂寸法(奥行き等)の把握をしている。 ☐ 亀裂箇所を水洗い及び清掃を行い接着を阻害する物質（粘土等）を完全に除去していることが確認できる。 ☐ 接着材料の供試体により必要な各種試験が行われ、結果数値が規格値を満たしている。 ☐ 接着材料の配合管理及び練り混ぜ状況が適正に行われていることが確認できる。 ☐ 注入量を流量計で管理する等、施工管理が適切に行われ、十分注入されていることが確認できる。
	ロープ伏工・ ロープ掛工	☐ 使用する材料の種類、品質が設計図書の仕様を満足していることがミルシート等により確認できる。 ☐ 材料に破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 施工面において、浮き石等を除去し、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 ☐ ロープや金網の配置及び金具の取付が適切で、ロープ間隔が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ロープに緩みが生じていないことが確認できる。 ☐ 金網の重ね幅が、設計図書に定められた数値以上確保されていることが確認できる。 ☐ 土被り厚を確認し、地山に適したアンカーを選定していることが確認できる。 ☐ アンカーの耐力確認試験が行われ、耐力が設計値以上である。
	アンカー工	☐ 事前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査し、その状況を監督員に報告・協議している。 ☐ 材料の品質証明書が整備され、仕様や形状等の確認を行なっていることが確認できる。 ☐ グラウト材の品質が適切であることが、強度、フロー値で確認できる。 ☐ 削孔水、アンカー鋼材、テンドンの扱い等が適切であることが確認できる。 ☐ 削孔を適正に実施し、アンカー定着部の位置が所定の位置に達していることが確認できる。 ☐ 品質保証試験（多サイクル・1サイクル確認試験等）を適正に実施し、設計アンカー力に対して安全であることが確認できる。 ☐ 他の試験の必要性の有無を協議の上、他の確認試験により所定の緊張力が導入されているか確認できる。 ☐ 緊張装置のキャリブレーションを実施している。
	鉄筋挿入工・ ロックボルト工	☐ 使用材料が設計図書で指定された規格であることが、品質を証明する書類で確認できる。 ☐ グラウト材の品質が適切であることが、強度、フロー値で確認できる。 ☐ 挿入した鋼材に注入材との付着を害する油、泥等が付着していないことが確認できる。 ☐ 定着前に孔内が洗浄され、グラウトのリターンが確認できる。 ☐ 削孔径、定着長が設計図書のとおり施工されていることが確認できる。 ☐ 確認試験が所定数以上行われ、ボルトを適正なトルクで締め付けていることが管理記録から確認できる。 ☐ 計測機器のキャリブレーションを実施している。
	落石防護柵工・網工（高エネルギー吸収型等） 共通	【共通】 ☐ 使用する材料の種類、品質が設計図書の仕様を満足していることがミルシート等により確認できる。 ☐ 製品が設計図書の仕様を満足するように製造されていることが確認できる。（溶接箇所不良が無いこと、塗装厚やメッキ厚が目標値以上であることが試験成績表等で確認できる） ☐ 材料に破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 施工面において、浮き石等を除去し、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 ☐ ロープや金網の設置、部品の取付けが設計図書を満足していることが確認できる。
	落石防護柵工（高エネルギー吸収型・ベースプレート式）	① ☐ 防護柵の支柱の設置規格は、設計図書を満足していることが確認できる。 ② ☐ 防護柵支柱の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 ③ ☐ ケーブル等を支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
	落石防護柵工（高エネルギー吸収型・杭式）	① ☐ 防護柵の支柱の設置規格は、設計図書を満足していることが確認できる。 ② ☐ 根入れ長（アンカー、支柱等）が設計図書どおり施工していることが確認できる。 ③ ☐ 防護柵支柱の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 ④ ☐ 充填剤（セメントミルク）の品質が管理され、適切な方法で充填が行われている。 ⑤ ☐ 防護柵等の床掘の仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 ⑥ ☐ 掘削状況等が記録され、地耐力により設計条件に対応した地質であることが確認できる。 ⑦ ☐ 支柱の根入部の外周に所定の材料が確実に注入されていることが確認できる。 ⑧ ☐ 支柱の中詰が現地施工の場合、中詰が適切に施工されていることが確認できる。 ⑨ ☐ ケーブル等を支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
	落石防止網工（高エネルギー吸収型）	① ☐ 金網の重ね幅が、設計図書に定められた数値以上確保されていることが確認できる。 ② ☐ 土被り厚を確認し、地山に適したアンカーを選定していることが確認できる。 ③ ☐ 金網の境界に隙間が生じていないことが確認できる。 ④ ☐ 金網はなじみよく被覆され、網目の変形がなく適度に張っていることが確認できる。 ⑤ ☐ アンカーの耐力確認試験が行われ、耐力が設計値以上である。

考 査 項 目 別 運 用 表（土木）

考 査 項 目	細 別	チェック項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	
	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 トンネル工事	☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 漏水が無い。 ☐ 全体的な美観が良い。
	土工事 (盛土・築堤工事等)	☐ 仕上がりが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 構造物へのすりつけなどが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。
	切土工事	☐ 規定された勾配が確保されている。 ☐ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 ☐ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 ☐ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 ☐ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。
	護岸・根固・水制工事	☐ 通りが良い。 ☐ 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 ☐ 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。
	鋼橋工事	☐ 表面に補修箇所が無い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ 全体的な美観が良い。
	地すべり防止工事	☐ 地山との取り合いが良い。 ☐ 天端、端部の仕上がりが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。
	舗装工事	☐ 舗装の平坦性が良い。 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 雨水処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。
	法面工事	☐ 通りが良い。 ☐ 植生、吹付等の状態が均一である。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。
	基礎工事 (地盤改良等を含む)	☐ 土工関係の仕上がりが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部及び天端の仕上がりが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ※地盤改良は6評価以下とする。 ※不可視部は「施工管理記録などから不可視部分の良さが伺える」、可視部は「土木関係の仕上がりが良い」において施工管理記録などから出来ばえの良さが確認できた場合に評価することとし、地盤改良においては最大2項目の評価とする。
	コンクリート橋上部工事	☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 支承部の仕上がりが良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 全体的な美観が良い。
	塗装工事 (工場塗装を除く)	☐ 塗装の均一性が良い。 ☐ 細部まできめ細かな施工がされている。 ☐ 補修箇所が無い。 ☐ ケレンの施工状況が良好である。 ☐ 全体的な美観が良い。
	植栽工事	☐ 樹木の活着状況が良い。 ☐ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ 支柱の取り付けが堅固である。 ☐ 全体的な美観が良い。
	防護柵(網)工事	☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ きめ細やかに施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。
	標識工事	☐ 設置位置に配慮がある。 ☐ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 ☐ 標識板の支柱に変色が無い。 ☐ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 ☐ 全体的な美観が良い。

●判断基準

「評価対象項目」	数	a	b	c	c
	4	3	2	1	
	5	4	3	2	
	6	5	4	3	
	7	6	4	3	
	8	7	5	4	
	9	8	6	4	

考 査 項 目 別 運 用 表（土木）

考 査 項 目	細 別	チェック項目
3. 出来形及び出来ばえ	区画線工事	☐ 塗料の塗布が均一である。 ☐ 視認性が良い。 ☐ 接着状態が良い。 ☐ 施工前の清掃が入念に実施されている。 ☐ 全体的な美観が良い。
	機械設備工事	☐ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 ☐ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。
	電気設備工事	☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ☐ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。
	維持修繕工事	☐ 小構造物等にも注意が払われている。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。
	電線共同溝工事	☐ 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 ☐ プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 ☐ 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。
	通信設備工事 受変電設備工事	☐ 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がなされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 ☐ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
	解体工事	☐ (工事記録から)近隣住民との調整や環境への配慮が十分なされている。 ☐ (工事記録から)分別解体が手順良く的確に行われている。 ☐ (工事記録から)解体物の積載方法や搬出時間、時期が適切である。 ☐ 周辺道路や既存工作物の破損修復や清掃が行き届いている。 ☐ 解体後の整地や現地保全が行き届いている。
	予防柵等工事 (雪崩防止柵等)	① ☐ 通りが良い。 ② ☐ 端部処理が良い。 ③ ☐ 材部表面に傷、錆がない。 ④ ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。
	建築工事	① ☐ 建設物の通り、形状が良い。 ② ☐ 仕上げの均一性、平坦性が良い。 ③ ☐ 機能面での配慮が適切である。 ④ ☐ 防水の納まりが良好である。 ⑤ ☐ 建具の取り付け、作動が良い。 ⑥ ☐ 関連工事との取り合いが良い。 ⑦ ☐ 全体的な美観が良い。
	コンクリート2次製品工事 (L型、Box、U字溝、縁石ブロック、BF等)	① ☐ 通りが良い。 ② ☐ 既設構造物とのすりつけがよい。 ③ ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ④ ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ⑤ ☐ 全体的な美観が良い。
	下水道工事	① ☐ 構造物の通りが良い。 ② ☐ 内空面に補修の箇所がない。 ③ ☐ 内空面にクラック、傷がない。 ④ ☐ 漏水がない。 ⑤ ☐ マンホールの鉄蓋において、ガタツキがなく、天端仕上げ処理(高さ、勾配)が良い。 ⑥ ☐ 路面復旧(含、仮復旧舗装)において、路面の沈下や不陸がなく平坦性を確保されている。 ⑦ ☐ 施工管理記録などから、不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ⑧ ☐ 全体的な美観が良い。
	コンクリートダム工事	① ☐ コンクリートの肌がよい。 ② ☐ コンクリート面のとおりがよい。 ③ ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。 ④ ☐ クラックがない。 ⑤ ☐ 漏水がない。 ⑥ ☐ 吹付け(植生、コンクリート等)の状態が均一である。 ⑦ ☐ 施設のとおりが良い。(排水側溝、フェンス等) ⑧ ☐ 堤体法面保護工の仕上げが良い。 ⑨ ☐ 全体的な美観が良い。
	区画整理工事	① ☐ ほ場面の凹凸が少なく、指定された勾配、均平度となっている。 ② ☐ ほ場の隅角部の施工がきめ細やかに施工されている。 ③ ☐ のり面整形が良好である。 ④ ☐ 畦畔の通りが良く凹凸がない。 ⑤ ☐ 小構造物等にきめ細やかな施工がなされている。 ⑥ ☐ 全体的な美観が良い。

考 査 項 目 別 運 用 表（土木）

考 査 項 目	細 別	チェック項目
3. 出来形及び出来ばえ	暗渠排水工事	① ☐ 吸水渠及び排水渠等の通りが良い。 ② ☐ 田面の復旧の状態が良い。 ③ ☐ 畦畔及び排水路工畦畔の復旧の状態が良い。 ④ ☐ 排水路の接続にきめ細やかな施工がされている。 ⑤ ☐ 管の埋設位置が適正である。 ⑥ ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
	客土工事	① ☐ ほ場面の平坦性が良い。 ② ☐ 搬入した客土をほ場内に概ね均等に分散している。 ③ ☐ ほ場隅角部の施工がきめ細やかに施工されている。 ④ ☐ 土取り場は土砂の流失等後始末が問題なく良好である。また、周辺道路への土の持ち出しや破損がない。
	畑地かんがい工事	① ☐ 接合状況が良い。 ② ☐ 管内外面に補修痕等がない。 ③ ☐ 小構造物にも細心の注意が払われている。 ④ ☐ 管の埋設位置が適正である。 ⑤ ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
	水管橋工事	① ☐ 表面に傷、錆、補修箇所がない。 ② ☐ 溶接、塗装の均一性が良い。 ③ ☐ のり面、管の通りが良い。 ④ ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ⑤ ☐ コンクリート構造物の肌が良い。
	ため池工事	① ☐ 土工の仕上げが良い。 ② ☐ 土工の通りが良い。 ③ ☐ 波除ブロック等の施工状況が良好である。 ④ ☐ コンクリート構造物の肌が良い。 ⑤ ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ⑥ ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ⑦ ☐ 施設の通りが良い。 ⑧ ☐ 漏水がない。 ⑨ ☐ 全体的な美観が良い。
	山腹緑化工事	① ☐ 施工地内ののり面と地山の擦り付けが適切である。 ② ☐ 丸太土留工、柵工、筋工等の木製構造物は、組み立て及びかみ合わせが端部まで適切に施工され、背面の盛立て状態も適切である。 ③ ☐ 丸太土留工、柵工、筋工等の木製構造物は、構造物の配置間隔が適切に行われており、斜面の中で、調和がとれている。 ④ ☐ 水路工、暗きょ工は、集水、排水に留意した施工が行われており、勾配が適切である。 ⑤ ☐ 伏工は、法面との密着状態、止釘等の配置及び打込み状態、伏工材料の重ね合わせ状態等が適切できれいである。 ⑥ ☐ 植栽木又は種子等の活着状態がよく、きれいに仕上がっている。 ⑦ ☐ 緑化吹付工(植生基材吹付工、客土吹付工、種子吹付工)は、法面工事の項目に準じて施工されている。 ⑧ ☐ 全体的な美観が良い。
	管路工事 (ガス・水道工事等)	① ☐ 管埋設位置が適正である。 ② ☐ 管の接合状況が良い。 ③ ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ④ ☐ 埋戻し及び路面復旧の状態が良い。 ⑤ ☐ 小構造物にも細心の注意が払われている。
	鋼製枠工等の鋼構造物	① ☐ 構造物の損傷がない。損傷があった場合は補修がされており、仕上がり具合が満足される。 ② ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ③ ☐ 構造物と地山とのすりつけが良い。 ④ ☐ 部材の取り付け、中詰材の詰め方にきめ細やかな施工がなされている。 ⑤ ☐ 全体的な美観が良い。

考 査 項 目 別 運 用 表（土木）

考 査 項 目	細 別	チェック項目
3. 出来形及び出来ばえ	橋梁補修工事【クラック注入】	① ☐ クラックが閉塞されいることが確認できる。 ② ☐ 注入後の表面に不良部がなく、仕上げが丁寧に行われている。 ③ ☐ 補修残存箇所がない。 ④ ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ⑤ ☐ 全体的な美観が良い。
	【断面修復工（クラック充填）】	① ☐ クラックが閉塞されていることが確認できる。 ② ☐ 充填材の表面に不良部が無く仕上げが丁寧に行われている。 ③ ☐ 補修残存箇所がない。 ④ ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ⑤ ☐ 全体的な美観が良い。
	断面修復工（コンクリート、ポリマーセメントモルタル）	① ☐ 補修箇所にクラック及び欠損がない。 ② ☐ 補修面にむらがなく、均一に仕上がっている。 ③ ☐ 天端仕上げ、端部処理及び既設構造物とのすりつけが良い。 ④ ☐ 補修残存箇所がない。 ⑤ ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ⑥ ☐ 全体的な美観が良い。
	断面修復工（ポリマーセメントモルタル吹付）	① ☐ 補修部分にクラック及び欠損がない。 ② ☐ 補修面にむらがなく、均一に仕上がっている ③ ☐ 既設とのすりつけが良く、端部処理が良い。 ④ ☐ 補修残存箇所がない。 ⑤ ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ⑥ ☐ 全体的な美観が良い。
	断面修復工（地覆等）	① ☐ 補修箇所にクラック及び欠損がない。 ② ☐ 補修面にむらがなく、均一に仕上がっている。 ③ ☐ 天端仕上げ、端部処理及び既設構造物とのすりつけが良い。 ④ ☐ 保護塗装等の塗りムラがない。 ⑤ ☐ 補修残存箇所がない。 ⑥ ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ⑦ ☐ 全体的な美観が良い。
	落橋防止装置	① ☐ 部材表面及び補修部分に傷・錆・クラックがない。 ② ☐ 溶接、塗装、コンクリート表面等にむらがなく、均一に仕上がっている。 ③ ☐ 取付形状が良く、上部工・下部工に損傷や補修箇所がない。 ④ ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ⑤ ☐ 全体的な美観が良い。
	橋面防水（シート）	① ☐ 防水シート表面に傷、膨れ、はがれがない。 ② ☐ 端部、構造物とのすりつけ処理が良い。 ③ ☐ 補修箇所がない。 ④ ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ⑤ ☐ 全体的な美観が良い。
	橋面防水（塗膜）	① ☐ 塗膜防水表面に傷、膨れ、はがれがない。 ② ☐ 塗膜面にむらがなく、均一に仕上がっている。 ③ ☐ 端部、構造物とのすりつけ処理が良い。 ④ ☐ 補修箇所がない。 ⑤ ☐ 排水ますや伸縮装置付近、歩道と車道の境界部などの端部等、滞水しやすい箇所に対するきめ細やかな施工がなされている。 ⑥ ☐ 全体的な美観が良い。
	伸縮装置	① ☐ 既設伸縮装置の撤去（コンクリートの取壊し、清掃含む）が適切に施工された。 ② ☐ 鋼材等の部材表面及び補修部分に傷・錆・クラックがない。 ③ ☐ 伸縮装置表面の不陸（前後、左右、平坦性）、ねじれ等がなくかみ合わせが良い。 ④ ☐ 既設舗装と間詰（後打ち）コンクリートのすりつけ・通りが良く、平坦性が確保されている。 ⑤ ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ⑥ ☐ 全体的な美観が良い。
	伸縮継手（非排水化）	① ☐ シール材等の塗布が均一である。 ② ☐ 止水材が均一に設置されている。 ③ ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ④ ☐ 全体的な美観が良い。
	支承補修関係（防錆、沓座モルタル）	① ☐ 部材表面及び補修部分に傷・塗残し・クラックがない。 ② ☐ 補修面にむらがなく、均一に仕上がっている（コンクリートの肌が良い、溶射や塗装の均一性が良い）。 ③ ☐ 沓座モルタルについて、支承とのすりつけが良く、平坦性が確保されている。 ④ ☐ 補修残存箇所がない。 ⑤ ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ⑥ ☐ 全体的な美観が良い。
	支承取替（鋼製支承（ゴム支承）	① ☐ 取付形状が良く、上部工・下部工に損傷や補修箇所がない。 ② ☐ 雨水処理が良い。 ③ ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ④ ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ⑤ ☐ 全体的な美観が良い。

考 査 項 目 別 運 用 表（土木）

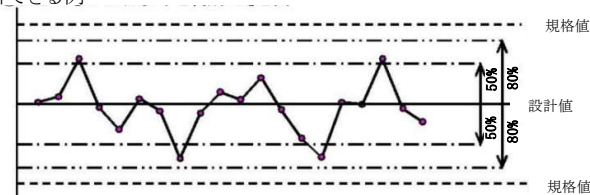
考 査 項 目	細 別	チェック項目
3. 出来形及び出来ばえ	岩盤接着工	① ☐ 端部及び岩塊とのすりつけが良い。 ② ☐ クラックがなく表面状態及び接着状態が良い。 ③ ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ④ ☐ 全体的な美観が良い。
	ロープ伏工・ロープ掛工	① ☐ 通りが良い。 ② ☐ 端部処理が良い。 ③ ☐ 部材表面に傷、錆がない。 ④ ☐ 浮石、転石の押さえ込みや密着状態が良い。 ⑤ ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ⑥ ☐ 全体的な美観が良い。
	アンカー工	① ☐ 部材表面に傷、錆がない。 ② ☐ 台座、キャップ、受圧板等の納まりが良い。 ③ ☐ 通りが良い。 ④ ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ⑤ ☐ 地山との取り合いが良い。 ⑥ ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ⑦ ☐ 全体的な美観が良い。
	鉄筋挿入工・ロックボルト工	① ☐ 部材表面に傷、錆がない。 ② ☐ ベアリングプレートや保護部材の納まりが良い。 ③ ☐ 通りが良い。 ④ ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ⑤ ☐ 地山との取り合いが良い。 ⑥ ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ⑦ ☐ 全体的な美観が良い。
	落石防護柵工・網工（高エネルギー吸収型等）共通	① ☐ 通りが良い。 ② ☐ 端部処理が良い。 ③ ☐ 部材表面に傷、錆がない。 ④ ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。 ⑤ ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ⑥ ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ⑦ ☐ 全体的な美観が良い。
	合併工事（同等の複数の工種があり、主たる工種の判断ができない場合）	① ☐ 主たる工種別に「別紙－3」の評定表を用い、それぞれの該当項目数（評価数）を合計し、各工種の評価基準該当項目数の合計値に照らして評価を行う。 ② ☐ なお、主たる工種は4工種以内とする。

別紙-4 【記入方法及び留意事項】

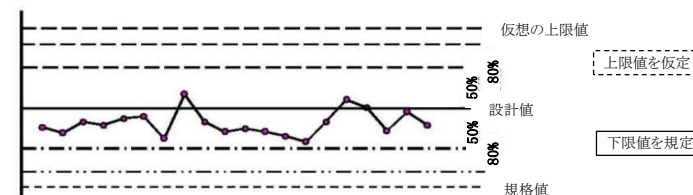
1 出来型及び品質のばらつきの考え方

[管理図の場合]

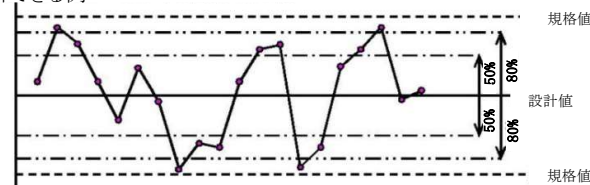
①ばらつきが50%以下と判断できる例 (上・下限値がある場合)



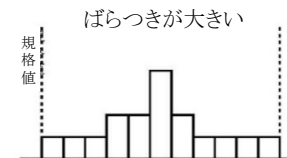
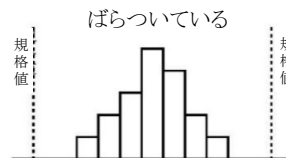
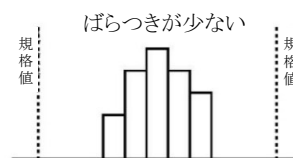
(下限値のみの場合)



②ばらつきが80%以下と判断できる例



[度数表またはヒストグラムの場合]



2. 多工種複合工事における品質、出来ばえ評価の工種選定について(検査員考査)

- (1) 主たる工種で評定する。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 評定は「合併工事」欄を活用する。

3. コンクリート構造物のクラックの品質評価について

- (1) クラックが発生した構造物では「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針」に基づき、進行性または有害なクラックに該当するか否かを調査する。
- (2) 「進行性または有害なクラックが発生し、発生したクラックに対しては専門技術者(有資格者)の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、C評価とする。
- (3) 「進行性または有害なクラックがある」場合で、無処理の場合は、状況に応じて、dまたはe評価とする。

※有害なクラックの目安は0.2mm程度とする。

(但し、鉄筋の腐食環境が厳しく、コンクリート構造物の耐久性に及ぼす有害性が大きい場合は0.1mm程度とし、また、防水性に及ぼす有害性が大きい場合は0.05mmとする。)

参考文献「日本コンクリート工学協会のひび割れ調査、補修・補強指針」

4. その他

- ・「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。
- ・「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。

「施工プロセス」のチェックリスト(建築)

1. 工事名	
2. 工 期	
3. 受注者名	
4. 契約額	円

工事担当課	
監督職員	

- ① 「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員等が確認する。
 ② チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□にレマークを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や正状況等を記入す

考 査 項 目	細 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)							備考 (指示事項及びその正状況等)
				着手前	施工中					完成時	
		○コリンズへの登録	・事前に監督員等の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。(契約後、変更後、完成・訂正時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	コリンズにより確認 登録日 年 月 日 完了日 年 月 日
		○材料の品質	・工事着手前に使用材料について監督員に報告し承諾を得た。 ・使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督員に提出した。 ・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を提出した。(検査の前等)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		○建設業退職金共済制度等	・掛金収納書又は書面を契約締結後1ヶ月以内に提出した。(契約後、増額変更後、完成時) ・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識(シール)が現場に掲示している。(施工時1回程度) ・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。(施工時1回程度) ・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。(施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	請負額8百万円以上の工事が該当する。 建設業退職金共済制度について(平成11年4月13日付け11監第47号) 建設業退職金共済制度について(平成11年4月13日付け11監第47号)
		○施工体制台帳	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。(施工時の当初、施工体制変更時) ・施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。(施工時の当初、施工体制変更時) ・施工体制台帳に、下請負金額を記入している。(施工時の当初、施工体制変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	下請負人通知書、台帳と合致。 施工体制台帳の提出の確認日 当初 年 月 日 1回変 年 月 日 2回変 年 月 日 3回変 年 月 日 回変 年 月 日
		○施工体系図	・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。(施工時の当初、変更時) ・施工体系図に記載のない業者が作業していない。(施工時 1回/月程度) ・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与し、作業内容を確認している。(施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	施工体系図の提出の確認日 当初 年 月 日 1回変 年 月 日 2回変 年 月 日 3回変 年 月 日 回変 年 月 日
		○建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に下請人を含め設置し、監理技術者を正しく記載している。(施工時1回程度)	(/) □							建設業法40条
		現場チェック時の所見等	施工体制一般 に関して 月 日 月 日 月 日 月 日								・一次下請負金額総額 C= ・1次下請業者数 社 ・再下請負業者数 社

細 別 考 査 項 目	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)							備考 (指示事項及びその是正状況等)
			着手前	施工中					完成時	
1 Ⅱ 施 工 体 制 ／ 配 置 技 術 者 ／ 現 場 代 理 人 ・ 監 理 技 術 者 ・ 主 任 技 術	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・現場代理人は、監督員等との連絡調整及び対応を書面で行っている。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	○専門技術者	・専門技術者を専任し、配置している。(施工計画時、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	○作業主任者	・作業主任者を選任し、配置している。(施工計画時、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	○監理技術者 (主任技術者)の専 任制	・配置予定技術者、通知による監理技術者施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。(着手前)	(/) □							
		・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 (施工時、打合せ時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	○現場技術者	・現場技術員との対応が適切である。(建設コンサルタント等に現場技術業務委託等の場合) (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	現場チェック時の所見等	配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者 に関して 月 日 月 日 月 日								
2 Ⅰ 施 工 状 況	○設計図書の照査等	・契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。(着手前、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。(着手前、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	○施工計画書	・施工(変更を含む)に先立ち、提出した。 (着手前、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・記載内容と現場施工方法と一致している。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。(着手前、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	○施工管理・工事 材料管理・出来形、 品質管理・イメージ アップ	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。(施工時、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		・品質確保のための対策など施工に関する工夫が確認できる。(施工時、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		・日常の出来形、品質管理を適時・確に実施している。(施工時、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		・仕様書等に定められた事項や独自の取り組み、また、地域等より評価されるものがある。 (施工時、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
	○検査(確認を含む)及び立会い等の調整	・段階確認の確認時期・内容が適切である。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・施工打合せ簿(施工協議書)を不足なく整理している。(完成時)						(/) □		
	○支給品及び貸与品	・受領予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	○建設副産物及び建設廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。(完成時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。(施工時、完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
	○指定建設機械類の確認	・指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械)を使用している。 (施工時 1回程度)		(/) □						

審査項目	細 別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	I. 施工体制一般	☐ ①作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 ☐ ③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 ☐ ④現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面と一致している。 ☐ ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 ☐ ⑥建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 ☐ ⑦「施工プロセス」チェックリストのつち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑧その他 理由:	
		(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
評価			
a: 施工体制が優れている。 b: 施工体制が良好である。 c: 施工体制が適切である。 d: 施工体制がやや不適切である。 e: 施工体制が不適切である。			
該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 b 該当項目が60%以上80%未満 c 該当項目が60%未満 d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100		
	評価＝	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	Ⅱ. 配置技術者	☐ ①現場代理人として、工事全体を把握している。 ☐ ②現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。 ☐ ③契約書、設計図書等を理解し、施工に反映している。 ☐ ④工事請負契約書第18条(条件変更等)第1項(以下、「契約書第18条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。 ☐ ⑤書類及び資料が適切に整理されている。 ☐ ⑥施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 ☐ ⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 ☐ ⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 ☐ ⑨監理(主任)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 ☐ ⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 ☐ ⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 ☐ ⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑬その他 理由:	
		(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
評価			
a: 配置技術者として優れている。 b: 配置技術者として良好である。 c: 配置技術者として適切である。 d: 配置技術者としてやや不適切である。 e: 配置技術者として不適切である。			
該当項目が90%以上	a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満	c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満	d		
	評価＝	項	項目 %

審査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ ☐ ①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。 ☐ ☐ ②施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。 ☐ ☐ ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ ☐ ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 ☐ ☐ ⑤施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。 ☐ ☐ ⑥施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 ☐ ☐ ⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時、的確に行われている。 ☐ ☐ ⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 ☐ ☐ ⑨一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 ☐ ☐ ⑩現場内での整理整頓を日常的に行っている。 ☐ ☐ ⑪使用する建築材料(以下「材料」という。）・設備機材(以下「機材」という。)の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。 ☐ ☐ ⑫社内検査が計画的に行われている。 ☐ ☐ ⑬独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 ☐ ☐ ⑭低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ ☐ ⑮建設廃棄物の処分及び建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ ☐ ⑯「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ☐ ⑰その他 ☐ 理由:	
		(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
評価			
a: 施工管理が優れている。 b: 施工管理が良好である。 c: 施工管理が適切である。 d: 施工管理がやや不適切である。 e: 施工管理が不適切である。			
該当項目が90%以上 …………… a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満 …… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満 …… c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満 …………… d			
	評価＝	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	☐ ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 ☐ ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 ☐ ③工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 ☐ ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 ☐ ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 ☐ ⑥請負者の責による夜間や休日の作業がない。 ☐ ⑦休日・代休の確保を行っている。 ☐ ⑧近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 ☐ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑩その他 理由:	
		(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
評価			
a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。			
該当項目が90%以上	a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満.....	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満	c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満	d		
	評価＝	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策	☐ ①災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。 ☐ ②店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 ☐ ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 ☐ ④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 ☐ ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 ☐ ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 ☐ ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 ☐ ⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ☐ ⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ ⑩仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 ☐ ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 ☐ ⑬過積載防止に十分に取り組んでいる。 ☐ ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑮その他 理由:	
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。			
該当項目が90%以上 a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満 b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満 c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満 d			
	評価＝	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	IV. 対外関係	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 理由:	☐ ①工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 ☐ ②工事施工にあたり、近隣住民(入居官署等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。 ☐ ③引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 ☐ ④工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 ☐ ⑤現場のイメージアップに、取り組んでいる。 ☐ ⑥「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑦その他
		(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 対外関係に関して監督職員が文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
評価			
a: 対外関係が優れている。 b: 対外関係が良好である。 c: 対外関係が適切である。 d: 対外関係がやや不適切である。 e: 対外関係が不適切である。			
該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満..... b 該当項目が60%以上80%未満 c 該当項目が60%未満 d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100		
	評価＝	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	☐ ①承諾図等が、設計図書を満足している。 ☐ ②施工図等が、設計図書を満足している。 ☐ ③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 ☐ ④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 ☐ ⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 ☐ ⑥出来形の管理方法を工夫している。 ☐ ⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 ☐ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑨その他 理由：	
		(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来形の管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。	
評価			
a: 出来形が優れている。 b: 出来形が良好である。 c: 出来形が適切である。 d: 出来形がやや不適切である。 e: 出来形が不適切である。			
該当項目が90%以上	a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満	c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満	d		
	評価＝	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.品質 建築工事	☐ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ②品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ ③施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 ☐ ④躯体工事における施工の品質が、良好である。 ☐ ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 ☐ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑦解体工事において中間処理施設等への搬出状況について、写真などの確に確認できる。 ☐ ⑧アスベスト含有建材の撤去にあたり必要な安全措置等を行っている。 ☐ ⑨騒音・振動・粉じん防止等の措置が適切に行われたことが確認できる。 ☐ ⑩その他 理由:	
	工事比率		
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
評価			
a: 品質が優れている。 b: 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上 a		①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満..... b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満 c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満 d			
	評価＝	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 電気設備工事	☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ☐ ③品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 ☐ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑦操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 ☐ ⑧ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不良が無い。 ☐ ⑨設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 ☐ ⑩操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ ⑪設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 ☐ ⑫完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 ☐ ⑬設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 ☐ ⑭その他 理由：	
	工事比率		
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
評価			
a: 品質が優れている。 b: 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満..... b 該当項目が60%以上80%未満 c 該当項目が60%未満 d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評価＝	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.品質 機械設備工事		☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ☐ ③品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ ④機器の支持、固定方法等が設計図書の仕様を満足している。 ☐ ⑤溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ ⑥塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ ⑦操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を設計図書のとおり、配置し操作性にすぐれている。 ☐ ⑧電気配線・配管が承諾図書のとおり敷設している。 ☐ ⑨配管の接続、勾配、支持方法、保温、防食処理等が設計図書の仕様を満足している。 ☐ ⑩バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 ☐ ⑪システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ ⑫機材及び施工の品質が、良好である。 ☐ ⑬不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑭分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 ☐ ⑮設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 ☐ ⑯設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 ☐ ⑰設備の取扱説明書を工夫している。 ☐ ⑱完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 ☐ ⑲回転部や高温部等の危険個所に表示又は防護をしている。 ☐ ⑳構造物の劣化状況を良く把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 21その他 理由:
	工事比率		
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
評価			
a: 品質が優れている。 b: 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上		a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満.....		b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満		c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100
該当項目が60%未満		d	
	評価＝	項	項目 %
品質の評価計＝		項目	%

考査項目・細別	評価対象項目
5.創意工夫	■準備・後片づけ関係 ☐ 測量・位置出しにおける工夫 ☐ 現地調査方法の工夫 ☐ その他 理由： 詳細評価内容：
	■施工関係 ☐ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 ☐ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み ☐ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ☐ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 ☐ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 ☐ 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 ☐ 照明・視界確保等の工夫 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 ☐ 運搬車両・施工機械等の工夫 ☐ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 ☐ 施工管理及び品質向上等の工夫 ☐ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 ☐ 仮設施工等の工夫 ☐ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 ☐ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 ☐ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 ☐ その他 理由： 詳細評価内容：
	■品質関係 ☐ 集計ソフト等の活用と工夫 ☐ 躯体工事の品質管理の工夫 ☐ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 ☐ 施工の検査・試験に関する工夫 ☐ 品質記録方法の工夫 ☐ その他 理由： 詳細評価内容：

考査項目・細別		評価対象項目
5.創意工夫	■安全衛生関係	☐ 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) ☐ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 ☐ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、 ☐ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ☐ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 ☐ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 ☐ 作業時における作業環境改善等の工夫 ☐ ゴみの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 ☐ <u>若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。</u> ☐ その他 理由：
		詳細評価内容：
	■施工管理関係	☐ 出来形の管理等に関する工夫 ☐ 施工計画書または写真記録等に関する工夫 ☐ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 ☐ CAD、施工管理ソフト等の活用 ☐ CALSを活用した施工管理の工夫 ☐ その他 理由：
		詳細評価内容：
	■その他	<新技術活用> ☐ NETIS登録技術のうち、試行技術を活用した。 ☐ NETIS登録技術(試行技術を除く)のうち、『有用とされる技術』を活用するか、『有用とされる技術』以外の技術を活用した結果、当該工事において発注者による活用効果調査の総合評価点が120点以上の場合。 <その他> ☐ その他 理由：
		☐ その他 理由：
(最大 7点)		詳細評価内容：
評 点 計 = 0 点		

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。

※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

なお、工事等所管課長が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

※5. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

審査項目	細 別	評価対象項目
2. 施工状況	II. 工程管理	☐ ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 ☐ ③近隣住民(入居官署等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 ☐ ④配置技術者(現場代理人等)の工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ ⑤完全週休2日(土日)を達成した。 ☐ ⑥その他 理由:
		詳細評価内容:
		a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。
		評価選択 ☐ a ☐ b ☐ c ☐ d ☐ e 評価＝ ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
2. 施工状況	III. 安全対策	☐ ①建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ ②安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 ☐ ④安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ ⑤安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ ⑥その他 理由:
		詳細評価内容:
		a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。
		評価選択 ☐ a ☐ b ☐ c ☐ d ☐ e 評価＝ ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	☐ ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 ☐ ②周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ ④広報活動や現場見学会を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 ☐ ⑥その他 理由:
		詳細評価内容:
		a: 地域への貢献が優れている。 a': 地域への貢献がやや優れている。 b: 地域への貢献が良好である。 b': 地域への貢献がやや良好である。 c: 他の評価に該当しない。
		評価選択 ☐ a ☐ a' ☐ b ☐ b' ☐ c 評価＝ ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。

※1. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※2. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加評価する。

※3. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

※4. 工事しゅん工書類の簡素化のため、必要以上の書類作成を理由に加評価はしない。簡素化の観点から創意工夫・社会性等の実施状況の受付は、1工事につきそれぞれ7項目を上限とする。

(特性1/3)

審査項目 (細別)	評価対象項目
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■建物規模への対応 ☐ 延べ面積10,000㎡以上の建物 ☐ 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 ☐ 大空間のホール等を有する建物 ☐ その他(理由:) 詳細評価内容:
	評 点 = 点
	■建物固有の機能の難しさへの対応 ☐ 対象建物の耐震レベル ☐ 建物機能の特殊性 ☐ その他(理由:) [評価技術事例] ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物 詳細評価内容:
	評 点 = 点
	■建物固有の施工技術の難しさへの対応 ☐ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価における技術提案は除く】 ☐ 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 ☐ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 ☐ その他(理由:) [評価技術事例] ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 詳細評価内容:
	評 点 = 点

(特性2/3)

審査項目 (細別)	評価対象項目
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■ 厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) ☐ 軟弱地盤、支持地盤の影響 ☐ 雨・雪・風・気温等の影響 ☐ その他(理由: [評価技術事例] ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 詳細評価内容:
	評価点 = 点
	■ 厳しい周辺環境、社会条件との対応 ☐ 地中埋設物等の作業障害 ☐ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 ☐ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 ☐ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ☐ その他(理由: [評価技術事例] ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事 詳細評価内容:
	評価点 = 点

(特性3/3)

審査項目 (細別)	評価対象項目	
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■ 施工現場での対応	【長期工事における安全確保への対応】 ☐ 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事 (ただし全面一時中止期間は除く) 【災害等での臨機の措置】 ☐ 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 ☐ 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ☐ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ☐ 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 ☐ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 ☐ 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事 ☐ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 ☐ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 ☐ 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ☐ 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 ☐ その他(理由:)
(最大 20点)		詳細評価内容:
評点計 = 点	評 点 = 点	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 評価にあたっては、工事等所管係長等の意見も参考に評価する。

※3. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
8. 法令遵守等	点数	措置内容
	◎	該当無し
	○ -20 点	1.指名停止3ヶ月以上
	○ -15 点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	○ -13 点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	○ -10 点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満
	○ - 8 点	5.文書注意相当
	○ - 5 点	6.口頭注意相当
	○ - 3 点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合
	○ - 1 点	8.明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった
	□ 0 点	9.その他(総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等)
① 本審査項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。 ◆総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった事項 □ ① () □ ② () □ ③ () □ ④ () □ ⑤ () ◆その他の事項 減点 点 理由 () 【上記で評価する場合の適応事例】 1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9.監督又は検査の実施を不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10.下請代金を期日以内に行っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。 12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。		

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ ① 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 ☐ ② 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 ☐ ③ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 ☐ ④ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 ☐ ⑤ 施工計画書に、段階確認時期が記載され、立会確認の手続きが事前になされている。 ☐ ⑥ 施工体系図・施工体制台帳等が添付されており適正である。 ☐ ⑦ 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑧ 見本又は工事記録写真等の整理に工夫が見られる。 ☐ ⑨ 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 ☐ ⑩ 品質確保のための対策など、施工に関する独自の工夫が見られる。 ☐ ⑪ 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑫ 建設廃棄物の所に際し委託契約書等の写しが添付されている。 ☐ ⑬ 建設副産物等の再資源化の取り組みが適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑭ 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 ☐ ⑮ 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 ☐ ⑯ 工事の関係書類及び資料の整理がよい。 ☐ ⑰ その他 理由：	
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 施工管理が優れている。 b: 施工管理が良好である。 c: 施工管理が適切である。 d: 施工管理がやや不適切である。 e: 施工管理が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満..... b 該当項目が60%以上80%未満..... c 該当項目が60%未満..... d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評価＝	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	☐ ①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 ☐ ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 ☐ ⑤出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 ☐ ⑥現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 ☐ ⑦現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 ☐ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 ☐ ⑨各工程の施工段階で、出来形寸法が確認できる写真がある。 ☐ ⑩自社の管理基準を設定して管理を行った。 ☐ ⑪設計図書に表現された工事目的物を忠実に実現している。 ☐ ⑫解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 ☐ ⑬その他 理由:	
		(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 出来形が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。	
評価			
a: 出来形が特に優れている。 a': 出来形が優れている。 b: 出来形が特に良好である。 b': 出来形が良好である。 c: 出来形が適切である。 d: 出来形がやや不適切である。 e: 出来形が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満..... a' 該当項目が70%以上80%未満..... b 該当項目が60%以上70%未満..... b' 該当項目が50%以上60%未満..... c 該当項目が50%未満..... d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評価＝	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.品質 建築工事		☐ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ ③材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ☐ ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑥建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑦躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ⑧内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ⑨その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ⑩不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑪中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ ⑫土工事において、締固めを適切な条件で施工している。 ☐ ⑬タイル工事において、目地詰め状態が良い。 ☐ ⑭左官・吹付工事、タイル工事において仕上げ面精度が良い。 ☐ ⑮塗装工事において、ケレンが入念に実施されている。 ☐ ⑯塗装工事において、塗残し・気泡・むら等の欠陥がない。 ☐ ⑰解体工事において、解体資材の再資源化又は、リユースや有価物化に積極的に取り組んでいる。 ☐ ⑱解体工事において、中間処理施設への搬出状況など写真等で的確に確認できる。 ☐ ⑲その他 理由:
	工事比率		☐ (減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。
評価			
a: 品質が特に優れている。 a': 品質が優れている。 b: 品質が特に良好である。 b': 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満..... a' 該当項目が70%以上80%未満..... b 該当項目が60%以上70%未満..... b' 該当項目が50%以上60%未満..... c 該当項目が50%未満..... d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評価＝	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 電気設備工事		☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ☐ ⑤施工の品質(種類・数量・位置・固定等)が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ☐ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 ☐ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ☐ ⑫関係機関の検査・立会いが確認できる。 ☐ ⑬その他 理由:
	工事比率		
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。
評価			
a:品質が特に優れている。 a':品質が優れている。 b:品質が特に良好である。 b':品質が良好である。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満..... a' 該当項目が70%以上80%未満..... b 該当項目が60%以上70%未満..... b' 該当項目が50%以上60%未満..... c 該当項目が50%未満..... d		①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100	
	評価＝	項	項目 %

品質の評価計＝	項目	%
---------	----	---

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 建築工事	☐ ①きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ☐ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ ③使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 ☐ ④仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 ☐ ⑤色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 ☐ ⑥材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 ☐ ⑦保全に配慮した施工がなされている。 ☐ ⑧周辺環境、第三者に対する配慮をし、飛散や倒壊等による事故・災害の防止策が適切に行われている。 ☐ ⑨周辺道路や既存工作物の破損修理や清掃が行き届いている。 ☐ ⑩解体工事において、解体物・周辺環境・埋設物等の事前調査が適切に行われている。 ☐ ⑪解体工事において、解体後の整地や現地保全が行き届いている。 ☐ ⑫その他 理由:	
	工事比率		
		(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。	
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上…… a 該当項目が80%以上90%未満…… b 該当項目が80%未満…… c		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする。	
	評価＝	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 電気設備工事	☐	①きめ細やかな施工がなされている。
		☐	②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		☐	③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
	工事比率	☐	④環境負荷低減への対策が優れている。
		☐	⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
		☐	⑥その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上…… a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満…… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が80%未満…… c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。	
	評価＝	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 機械設備工事	☐	①きめ細やかな施工がなされている。
		☐	②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		☐	③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
		☐	④環境負荷低減への対策が優れている。
		工事比率	☐
		☐	⑥その他
			理由:
			(減点)該当すればd評価とする。
		☐	出来ばえが劣っている。
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上..... a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満..... b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が80%未満..... c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
		④ 評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする。	
	評価＝	項	項目 %

出来ばえの評価計＝	項目 %
-----------	------